第１部

出入国在留管理をめぐる近年の状況

第１章　外国人の出入国の状況
第２章　日本人の出帰国の状況
第３章　外国人の在留の状況
第４章　技能実習制度の実施状況
第５章　外国人の退去強制手続業務の状況
第６章　難民認定業務等の状況
第７章　人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人ＤＶ被害者保護

第１章　外国人の出入国の状況

第１節　外国人の出入国者数の推移

１　外国人の入国

（１）入国者数

我が国への外国人入国者数は，出入国管理に関する統計を取り始めた1950年は約１万8,000人と僅かであったが，1952年４月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第５号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し，出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり，また，その後，航空機の大型化，ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感，便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり，1978年には100万人，1984年には200万人，1990年には300万人，1996年には400万人，2000年には500万人，2013年には1,000万人，2016年には2,000万人，2018年には3,000万人をそれぞれ突破した。2020年は，2019年の3,118万7,179人と比べ2,687万9,922人（86.2％）減の430万7,257人となり，大幅に減少した。

2020年における外国人入国者数430万7,257人のうち「新規入国者」数は358万1,443人で，2019年の2,840万2,509人と比べ2,482万1,066人（87.4％）減少し，「再入国者」数は72万5,814人で，2019年の278万4,670人と比べ205万8,856人（73.9％）減少している。

これは，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により，日本をはじめとする各国・地域において査証制限や上陸拒否等の入国制限措置，海外渡航制限の措置，検疫強化が執られたこと等により，国際的な人の往来が大幅に減少したことが，外国人入国者数全体の大幅な減少につながったものと考えられる（**図表１**）。

図表１　外国人入国者数の推移

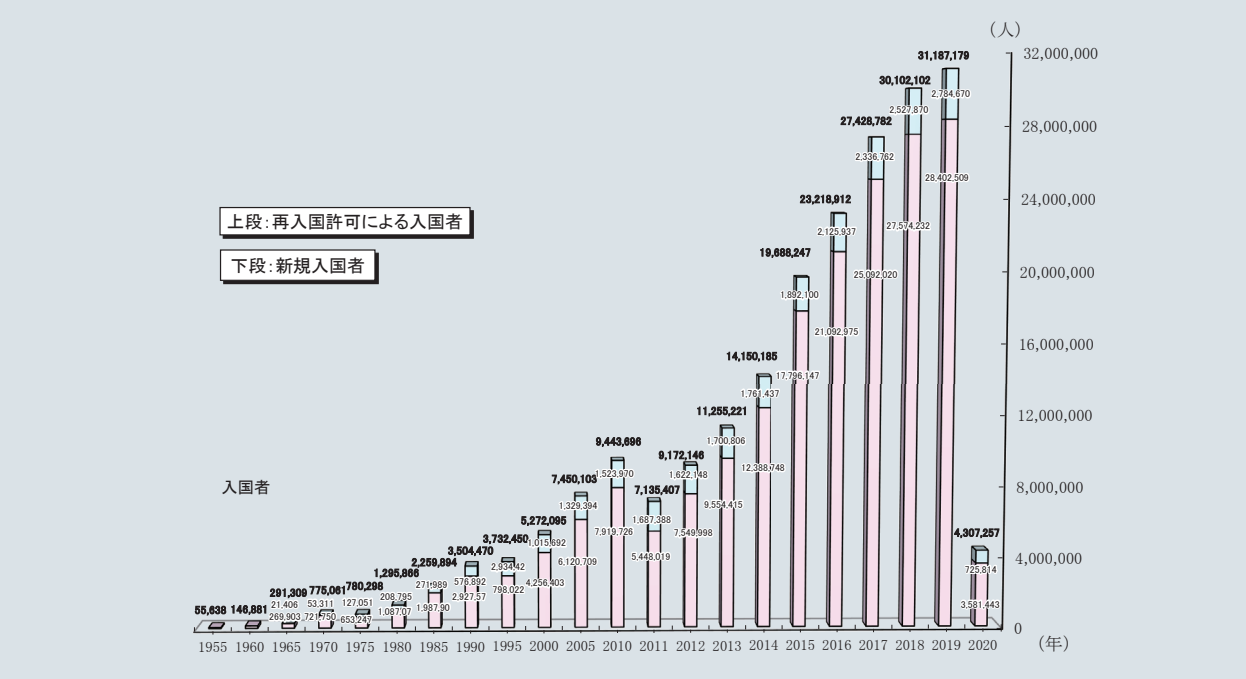

（注）　1955 年及び 1960 年は，入国者の内訳を算出していない。

（２）国籍・地域別

2020年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると，中国が107万4,321人と最も多く，入国者数全体の24.9％を占めている。以下，台湾69万1,113人（16.0％），韓国54万5,655人（12.7％），中国（香港）32万2,688人（7.5％），米国23万68人（5.3％）の順となっている(注)。

このうち，近隣の国・地域である中国，台湾，韓国，中国（香港）の４か国・地域で入国者数全体の61.1％と半数以上を占めている（**図表２**）。

図表２　主な国籍・地域別入国者数の推移

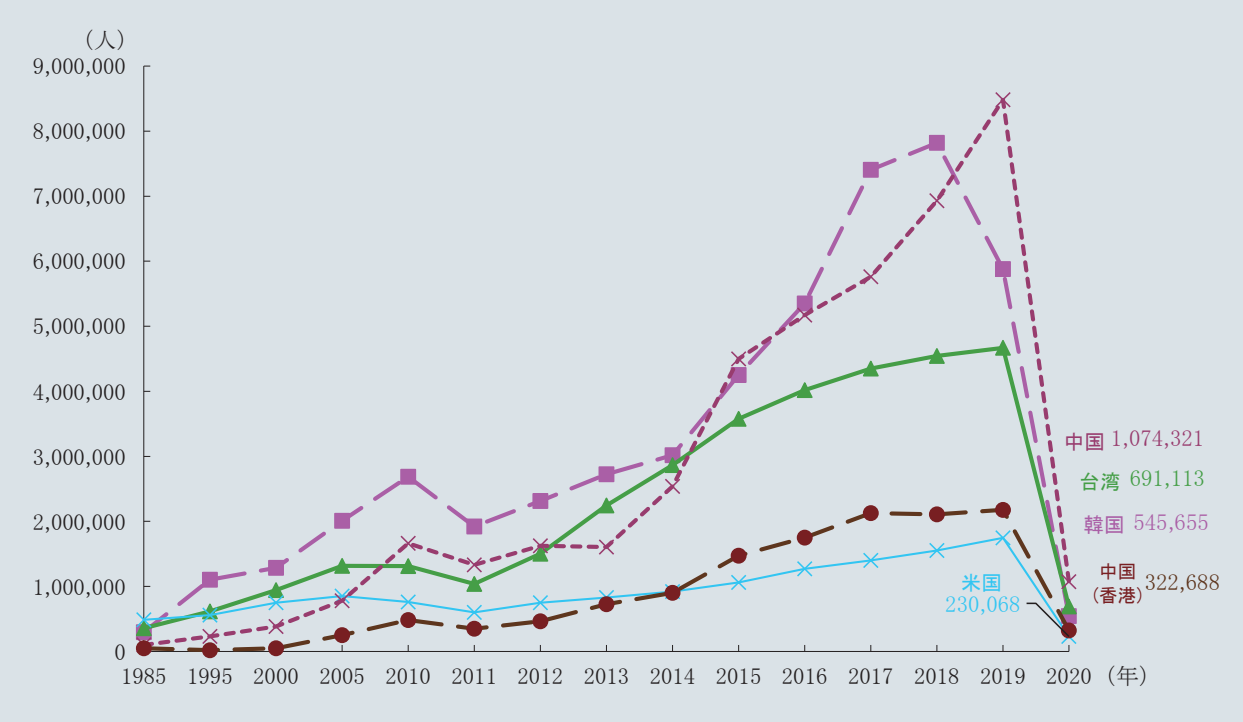

上位５か国・地域について，2019年と2020年で入国者数を比較すると，中国が740万6,895人（87.3％）減，韓国が533万2,625人（90.7％）減，台湾が397万6,332人（85.2％）減，中国（香港）が185万5,274人（85.2％）減，米国が151万6,546人（86.8％）減と全ての国・地域で減少している。

（注）　出入国関係の統計においては，中国本土を「中国」，台湾を「台湾」と記載している。また，香港については，中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」，香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年６月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO旅券は更新発給が制限されており，順次SAR旅券に移行している。

他方，在留外国人関係の統計においては，2011年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり，2012年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編１第４節１参照）と特別永住者の合計）の「中国」は，「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また，BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

また，中国（その他）とは，中国国籍を有する者で，中国及び中国（香港）を除く政府（例えば，マカオ等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

（３）男女別・年齢別

2020年における外国人入国者数について男女別に見ると，男性213万8,616人，女性216万8,641人であり，男女の比率は，男性が全体の49.7％，女性が50.3％となっており，女性が男性を上回っている。

次に，年齢別に見ると，20歳代が最も多く，入国者数全体の24.8％となっている。さらに，年齢別の男女構成比で見ると，20歳未満と40歳代は男性の比率が高く，それ以外の年代は女性の比率が高い（**図表３**）。

図表３　男女別・年齢別外国人入国者数（2020年）

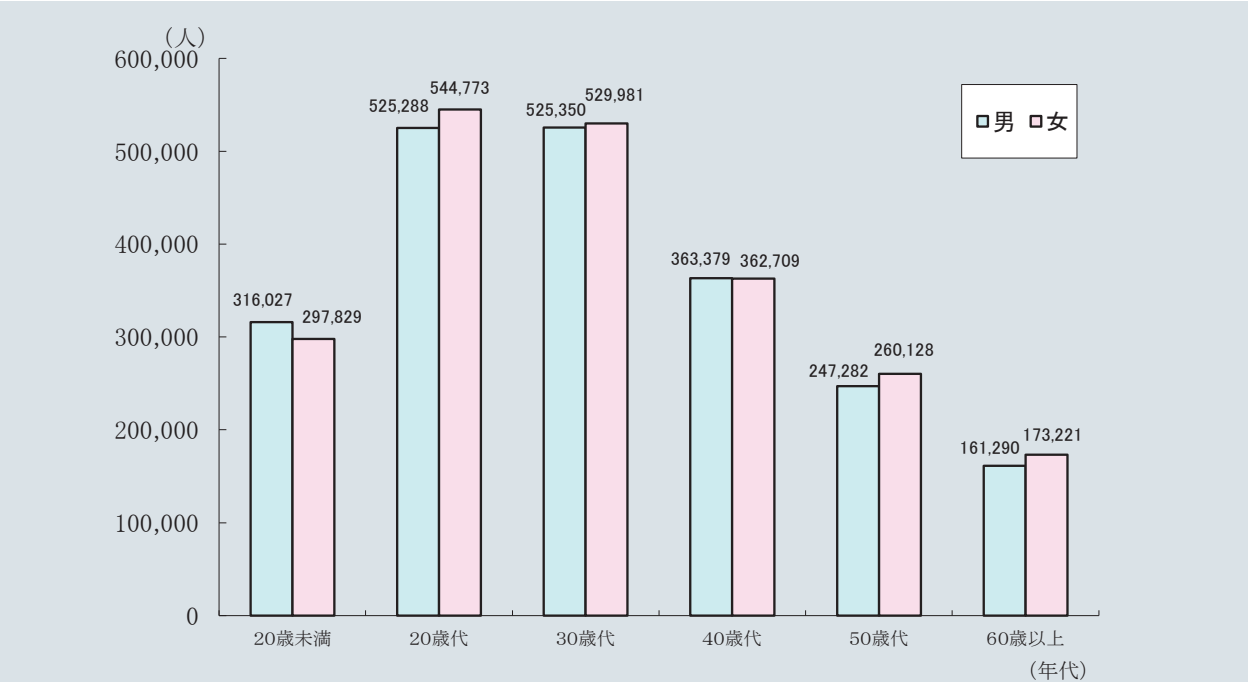

（４）目的（在留資格）別

2020年における新規入国者数は358万1,443人で，これを目的（在留資格）別に見ると，「短期滞在」が336万831人と最も多く，新規入国者数全体の93.8％を占めており，次いで「技能実習１号ロ」７万4,804人（2.1％），「留学」４万9,748人（1.4％），「技術・人文知識・国際業務」１万9,705人（0.6％）の順となっている（**図表４**）。

図表４　在留資格別新規入国者数の推移

（人）

在留資格＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	21,092,975	25,092,020	27,574,232	28,402,509	3,581,443
外交	9,267	9,092	9,072	12,206	2,120
公用	28,282	29,684	33,217	42,934	3,708
教授	3,172	3,166	3,194	3,185	992
芸術	387	394	435	474	117
宗教	1,019	924	872	949	329
報道	111	88	43	69	29
高度専門職１号イ	32	16	26	37	26
高度専門職１号ロ	166	250	432	624	354
高度専門職１号ハ	31	36	73	118	76
経営・管理	2,091	1,660	1,790	2,237	1,537
法律・会計業務	4	2	4	5	2
医療	34	63	55	58	38
研究	358	380	368	364	155
教育	3,042	2,992	3,432	3,463	1,280
技術・人文知識・国際業務	20,940	25,063	34,182	43,880	19,705
企業内転勤	7,652	8,665	9,478	9,964	3,188
介護		1	1	4	23
興行	39,057	39,929	42,703	45,486	7,218
技能	6,404	3,692	3,551	4,355	1,729
特定技能１号				563	3,760
特定技能２号				0	0
技能実習１号イ	6,665	7,492	6,222	6,300	1,652
技能実習１号ロ	99,453	120,179	137,973	167,405	74,804
技能実習２号イ	2	0	12	8	2
技能実習２号ロ	11	9	242	183	116
技能実習３号イ		0	64	226	63
技能実習３号ロ		8	5,648	14,750	7,189
文化活動	3,531	3,377	3,539	3,793	815
短期滞在	20,665,390	24,617,024	27,054,549	27,810,548	3,360,831
留学	108,146	123,232	124,269	121,637	49,748
研修	15,740	16,393	13,389	12,985	2,392
家族滞在	26,594	27,288	27,952	31,788	17,056
特定活動	18,210	22,444	27,752	31,712	7,381
永住者					166
日本人の配偶者等	10,188	9,998	10,466	10,694	6,306
永住者の配偶者等	1,959	2,170	2,081	1,990	1,151
定住者	15,037	16,309	17,146	17,515	5,385

（注１）　2017 年９月１日から在留資格「介護」が新設された。
（注２）　2017 年11月１日から在留資格「技能実習３号（イ及びロ）」が新設された。
（注３）　2019 年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。
（注４）　2020 年については，新型コロナウイルス感染症の影響により，再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に再入国が困難な永住者への対応として，「永住者」の在留資格を許可したもの。

ア　「短期滞在」

2020年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について，更に詳細に見ると，観光を目的とした外国人は305万2,621人で，「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の90.8％を占めており，その割合が高い（**図表５**）。なお，観光を目的とした新規入国者の大半は，新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策が開始され，新規入国者数が大幅に減少に転じた2020年２月以前に入国している。

観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると，中国が74万3,287人（24.3％）と最も多く，以下，台湾62万4,422人（20.5％），韓国37万864人（12.1％），中国（香港）31万2,754人（10.2％），タイ20万440人（6.6％）の順となっており，これら５か国・地域の観光客で全体の約７割を占めている（**図表６**）。

図表５　「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

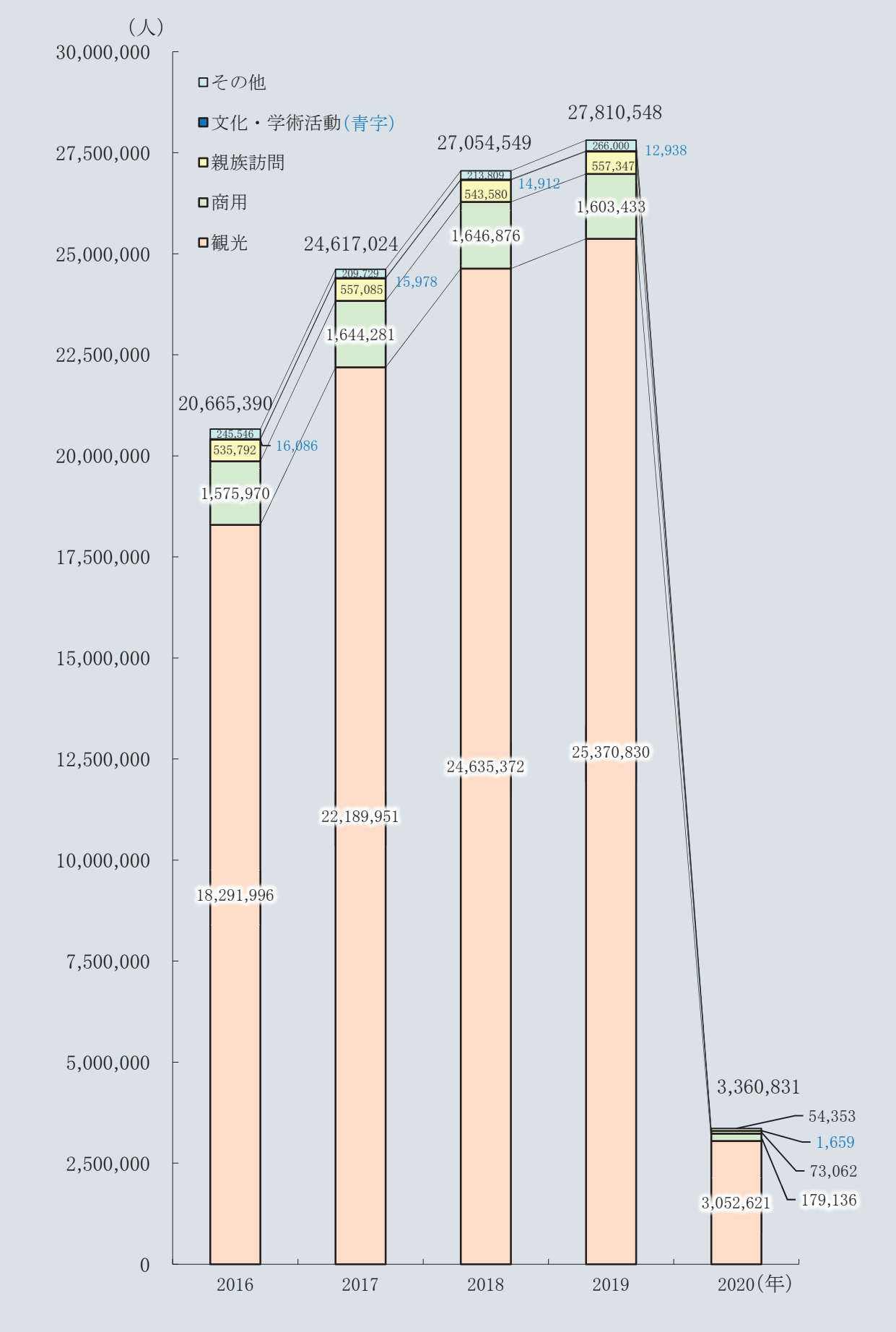

図表６　観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（2020年）

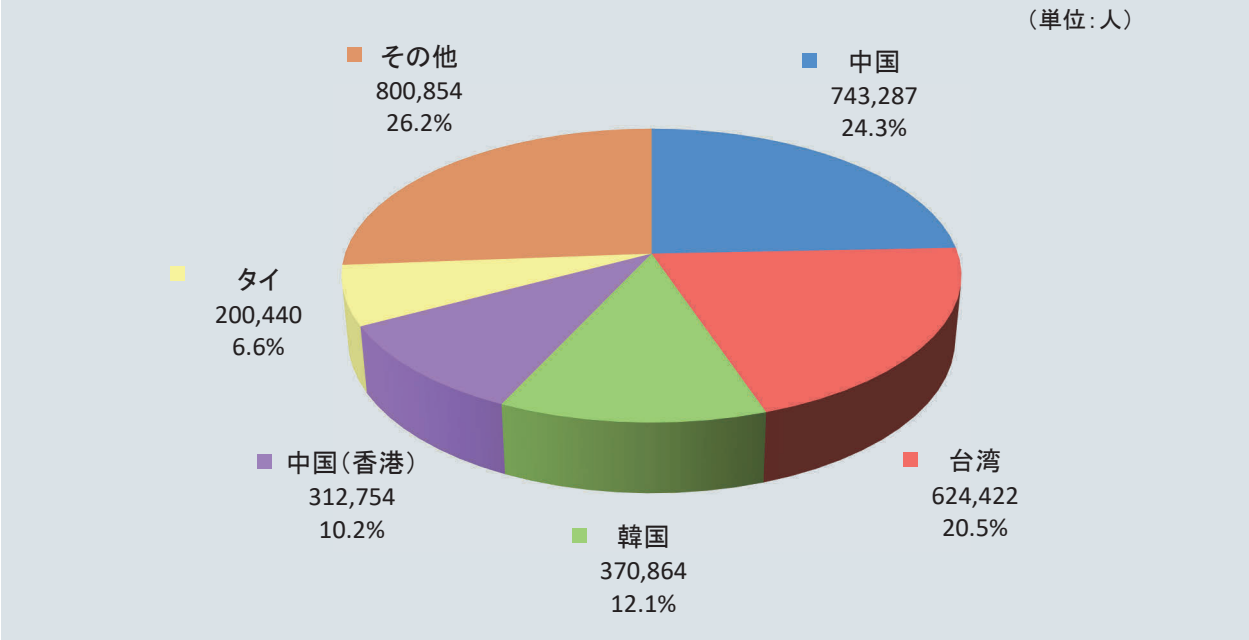

イ　専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2020年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第１の１の表及び２の表のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は４万558人であり，2019年と比べ７万5,277人（65.0％）減少している（**図表７**）。

図表７　専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移

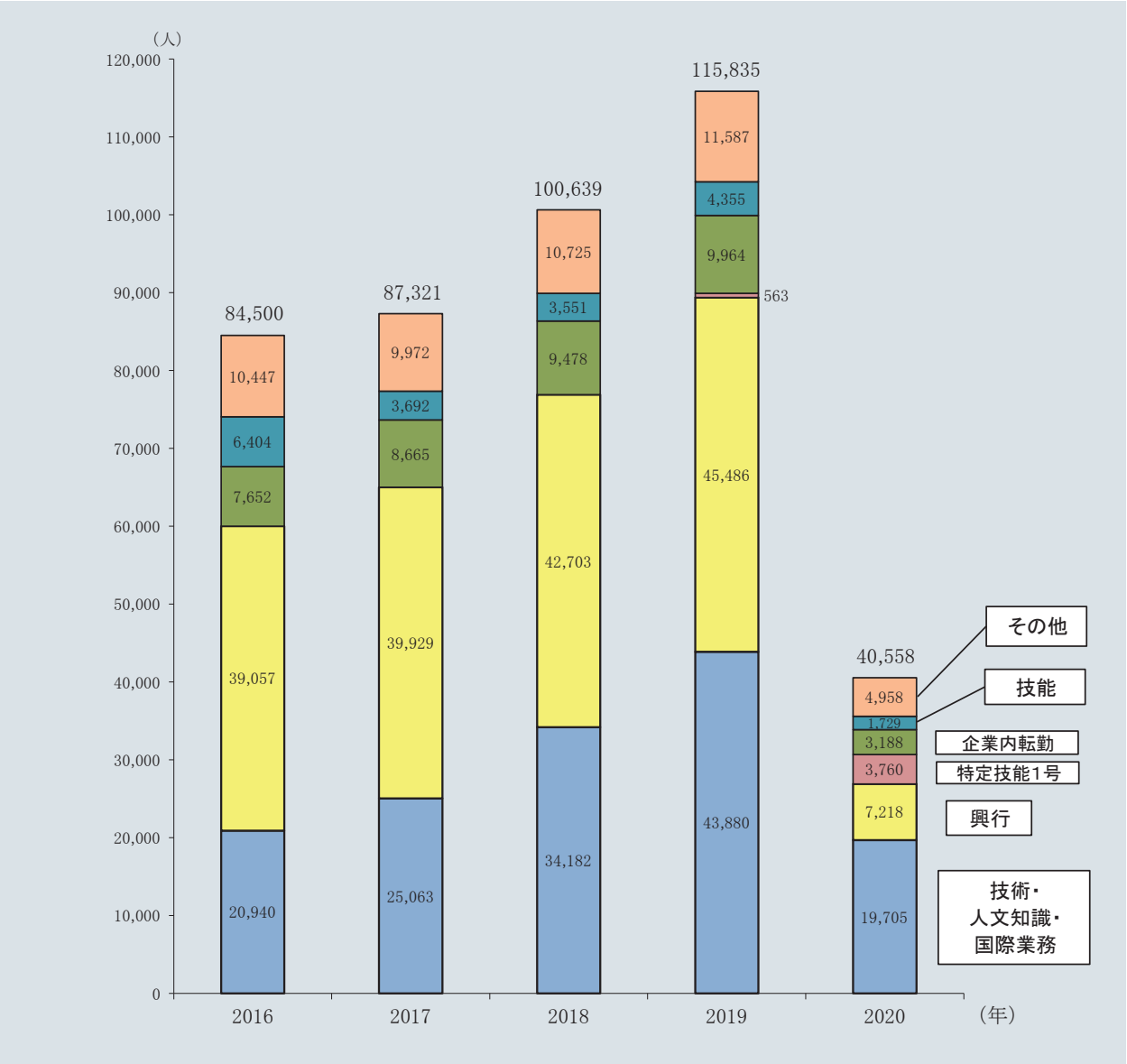

（注）　法別表第１の１の表及び２の表のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。

2020年における新規入国者数全体に占める，専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は1.1％である。

以下，就労を目的とする外国人のうち，特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

（ア）「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」（資料編５統計（１）３－１，４－１）

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での2020年における新規入国者数は，「技術・人文知識・国際業務」１万9,705人，「企業内転勤」3,188人の計２万2,893人となっており，2019年と比べ，「技術・人文知識・国際業務」は２万4,175人（55.1％）減少，「企業内転勤」は6,776人（68.0％）減少しているが，「技術・人文知識・国際業務」は専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ベトナム6,484人（32.9％），中国2,702人（13.7％），韓国1,533人（7.8％），インド1,018人（5.2％）の順となっており，これら４か国で「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国

者数全体の59.6％を占めている。

さらに，「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると，中国548人（17.2％），フィリピン412人（12.9％），ベトナム329人（10.3％），スリランカ276人（8.7％）の順となっている。

（イ）「興行」（資料編５統計（１）５－１）

「興行」の在留資格による2020年における新規入国者数は，7,218人であり，2019年と比べ３万8,268人（84.1％）減少している。

2020年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，フィリピン1,918人（26.6％），韓国1,063人（14.7％），米国949人（13.1％），英国415人（5.7％）の順となっている。

（ウ）「技能」（資料編５統計（１）６－１）

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による2020年における新規入国者数は，1,729人であり，2019年と比べ2,626人（60.3％）の減少となった。

2020年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，中国555人（32.1％），ネパール336人（19.4％），インド308人（17.8％），ベトナム83人（4.8％）の順となっており，これら４か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の74.1％を占めている。

（エ）「特定技能１号」（資料編５統計（１）７－１）

2019年４月１日に新設された「特定技能１号」の在留資格による2020年における新規入国者数は3,760人であり，2019年と比べ3,197人（567.9％）の増加となった。

2020年における「特定技能１号」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ベトナム1,816人（48.3％），インドネシア717人（19.1％），中国503人（13.4％），カンボジア235人（6.3％）の順となっており，これら４か国で「特定技能１号」の在留資格による新規入国者数全体の87.1％を占めている。

ウ　「技能実習１号」（資料編５統計（１）８－１）

2020年における「技能実習１号」の在留資格による新規入国者数は７万6,456人であり，2019年と比べ９万7,249人（56.0％）減少している。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが４万1,341人で全体の54.1％を占め，以下，中国１万1,049人（14.5％），インドネシア8,261人（10.8％），フィリピン5,119人（6.7％），ミャンマー3,543人（4.6％）の順となっている（**図表８**）。

図表８　「技能実習１号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

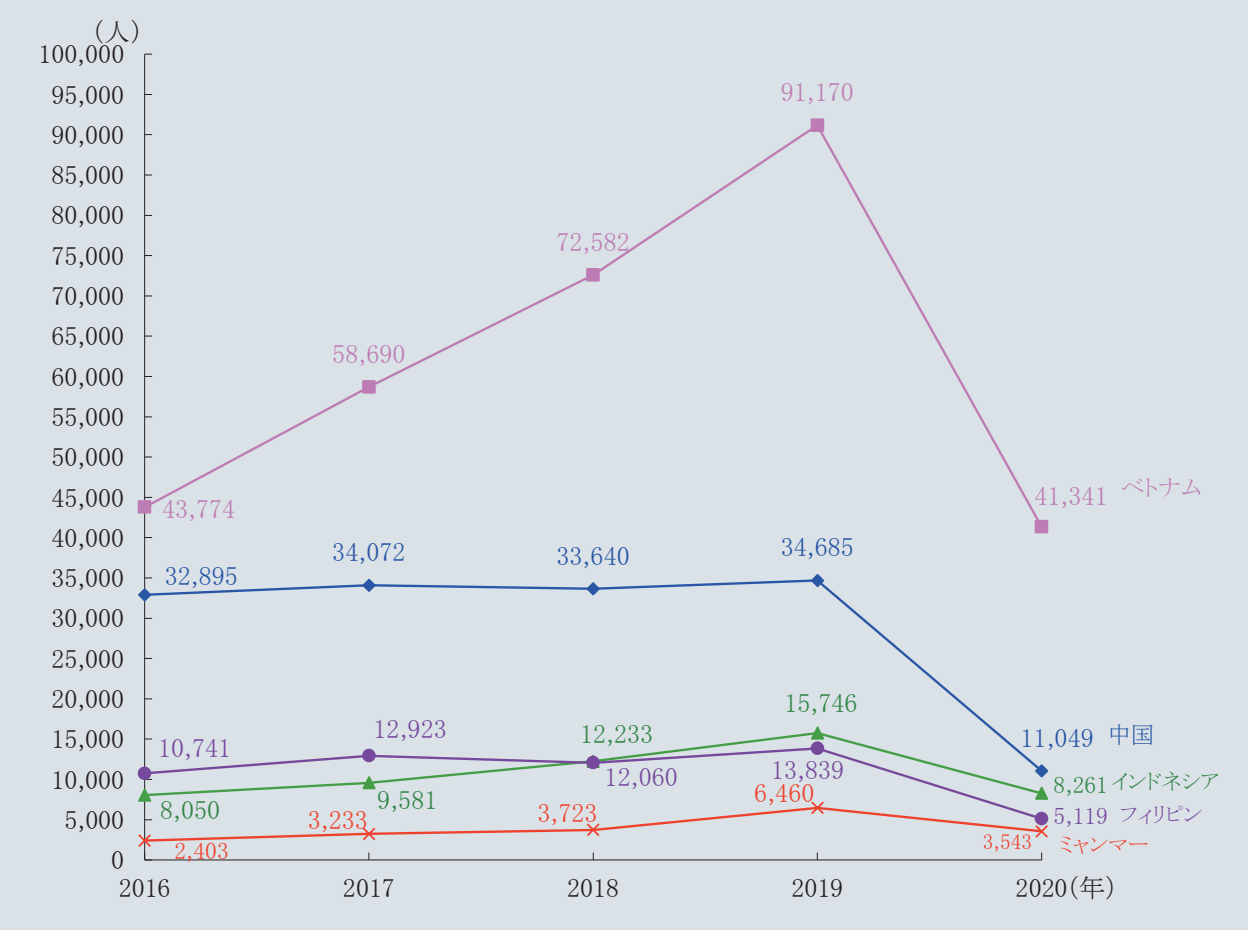

エ　「留学」（資料編５統計（１）11－１）

2020年における「留学」の在留資格による新規入国者数は，2019年と比べ７万1,889人（59.1％）減少の４万9,748人となっており，上位５か国・地域をアジアからの学生が占めている（75.2％）。

国籍・地域別に見ると，中国が２万671人で全体の41.6％を占め，以下，ベトナム１万1,339人（22.8％），韓国2,586人（5.2％），インドネシア1,426人（2.9％），台湾1,405人（2.8％）となっている（**図表９**）。

図表９　「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

オ　身分又は地位に基づいて入国する外国人（図表10，資料編５統計（１）15－１，16－１）

2020年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は6,306人，「永住者の配偶者等」の在留資格は1,151人となっており，2019年と比べ「日本人の配偶者等」は4,388人（41.0％）減少し，「永住者の配偶者等」は839人（42.2％）減少している。

2020年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は5,385人で2019年と比べ１万2,130人（69.3％）減少している（**図表10**）。

なお，「永住者」の在留資格は，原則として上陸許可時に決定される在留資格から除外されている（入管法第７条第１項第２号）が，新型コロナウイルス感染症の影響により，再入国許可又はみなし再入国許可の有効期間内に日本へ再入国することが困難であった「永住者」について，「永住者」の在留資格により新規入国が可能となる取扱いを行っており，2020年における「永住者」の在留資格による新規入国者数は166人となっている。

図表10　身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移

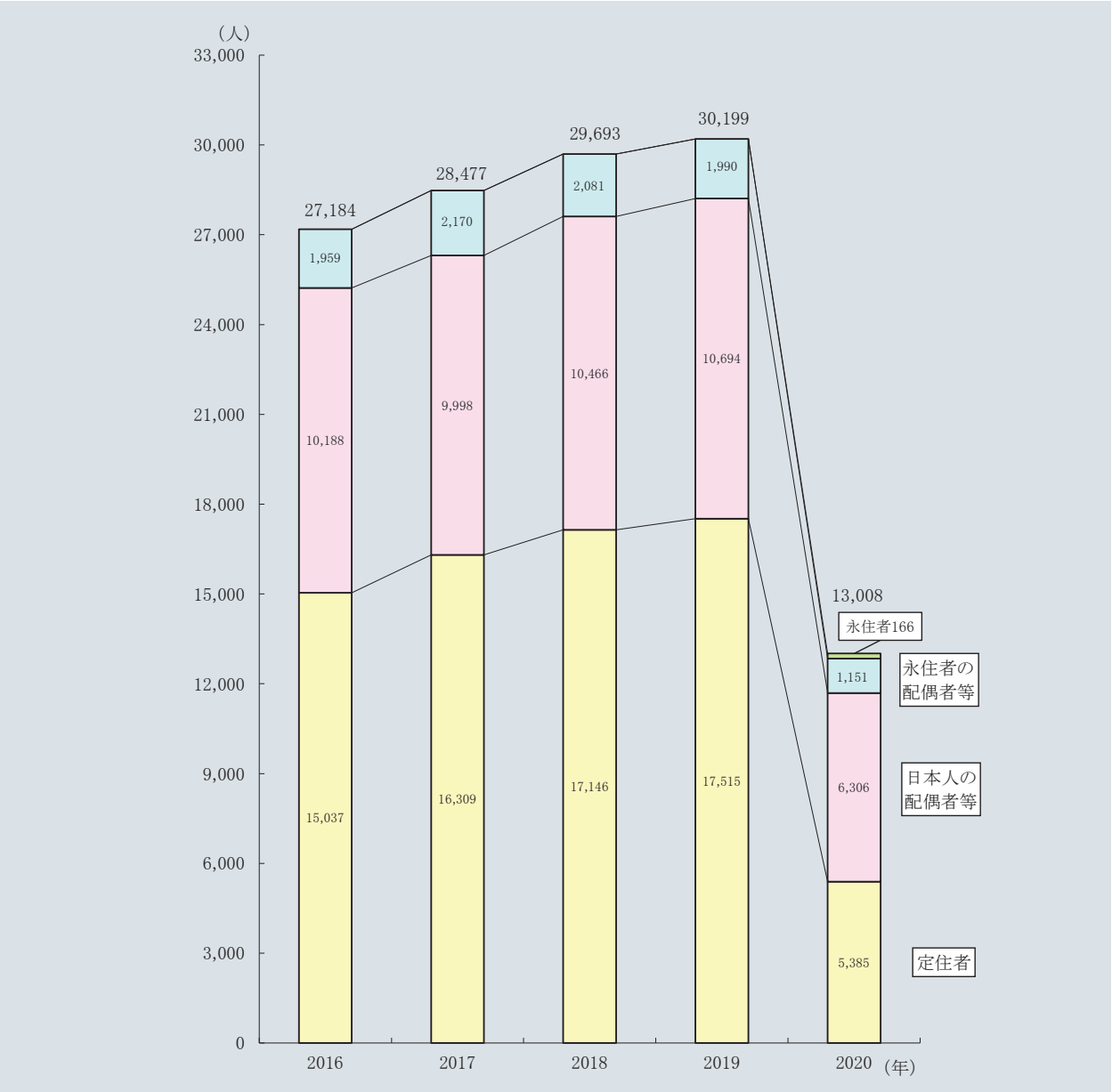

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，フィリピンが1,057人（16.8％）と最も多く，以下，中国998人（15.8％），ブラジル657人（10.4％）となっている。

また，「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが2,709人（50.3％）と最も多く，以下，フィリピン914人（17.0％），中国680人（12.6％）となっている。

2 特例上陸

2020年における特例上陸の許可をした件数は91万9,311件であり，2019年と比べ404万2,194件（81.5％）減少している。

このうち，乗員上陸許可をした件数は78万8,305件，船舶観光上陸許可をした件数は11万9,960件であり，両方を合わせると特例上陸の許可をした件数全体の98.8％と大部分を占めている（図表11）。

図表11　特例上陸許可件数の推移

（件）

区分＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	4,749,924	5,502,177	5,364,421	4,961,505	919,311
寄港地上陸	16,694	13,217	13,331	13,861	7,462
船舶観光上陸	1,936,469	2,449,299	2,337,803	2,026,307	119,960
通過上陸	5,871	4,979	5,235	7,760	3,003
乗員上陸	2,790,348	3,034,126	3,007,588	2,913,001	788,305
緊急上陸	473	464	444	483	556
遭難上陸	68	90	18	92	24
一時庇護上陸	1	2	2	1	1

以下では，特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

（1）寄港地上陸の許可

2020年における寄港地上陸の許可をした件数は7,462件であり，2019年と比べ6,399件（46.2％）減少している。

（2）船舶観光上陸の許可

2020年における船舶観光上陸の許可をした件数は11万9,960件であり，2019年と比べ190万6,347件（94.1％）減少している。

（3）通過上陸の許可

2020年における通過上陸の許可をした件数は3,003件であり，2019年と比べ4,757件（61.3％）減少している。

（4）乗員上陸の許可

2020年における乗員上陸の許可をした件数は78万8,305件であり，2019年と比べ212万4,696件（72.9％）減少している。

（5）緊急上陸の許可

2020年における緊急上陸の許可をした件数は556件であり，2019年と比べ73件（15.1％）増加している。

（6）遭難による上陸の許可

2020年における遭難による上陸の許可をした件数は24件であり，2019年と比べ68件（73.9％）減少している。

（7）一時庇護のための上陸の許可

2020年における一時庇護のための上陸の許可をした件数は１件であり，2019年と比べ増減はない。

3 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く，いわゆる「単純出国者」数は，2020年では412万279人となっており，2019年と比べ2,396万2,961人（85.3％）減少している。

このうち，滞在期間15日以内の出国者数は367万8,125人で，全体の89.3％と大部分を占め，更に，３か月以内の出国者数で見ると392万663人と，全体の95.2％に及んでいる（**図表12**）。

図表12　滞在期間別外国人単純出国者数の推移

（人）

滞在期間＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	20,808,527	24,770,368	27,252,517	28,083,240	4,120,279
15日以内	19,895,977	23,760,799	26,108,961	26,778,686	3,678,125
15日を超えて１月以内	483,187	539,458	625,674	737,979	163,396
１月を超えて３月以内	253,698	270,021	286,553	307,985	79,142
３月を超えて６月以内	45,730	50,125	52,501	56,114	31,705
６月を超えて１年以内	41,692	46,094	51,650	57,138	53,376
１年を超えて３年以内	64,029	74,330	87,981	99,183	65,530
３年を超える	23,140	28,332	37,857	44,733	47,904
不詳	1,074	1,209	1,340	1,422	1,101

コラム　入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声）
（東京出入国在留管理局成田空港支局：川淵　華子）

私は入国審査官として，成田空港で主に外国人の出入国審査を行っています。出入国港は，国境を越える人の動きを最も身近に感じることができる場所と言え，中でも私が勤務する成田空港は，日本最大の空の玄関口として，数多くの様々な国籍の方が出入国の際に利用しています。こうした状況の中，外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な入国阻止の両立を実現させる必要があります。

この一見相反する目的を果たすために，私は，外国人客とコミュニケーションを取ることを心掛けています。多種多様な人が出入国審査を受けるため，言葉だけではなく，ジェスチャーを交えて会話をするよう努めています。外国人客とコミュニケーションを取ることは，円滑な出入国審査を可能にするだけでなく，同時に相手の言動に不審な点がないか見極めるという，厳格な出入国審査にも繋がります。

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は，出入国審査業務の様相を大きく変えました。外国人が上陸を許可される要件は大きく制限され，水際対策に重点が置かれるようになりました。

それに加えて，出入国港は，国境を越えて往来する人と入管職員が直に接する場所であることから，私たち職員も，新型コロナウイルス感染防止対策を強化することとなりました。

全ての人の出入国を公正に管理し，日本の安全と安心を守るという，入国審査官の役割が変わることはありません。この役割を果たすことを前提に，国境を越える人の動きを最も身近に感じられる出入国港において，入国審査官として，世界情勢の変化や危機にいかに対処していくのか，試行錯誤の毎日が続いています。

出入国審査担当入国審査官

第２節　上陸審判状況

1　上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸口頭審理風景

2020年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は，同年２月から行われている新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否措置により大半の外国人が上陸拒否事由に該当する（入管法第７条第１項第４号不適合）疑いのある事案として口頭審理の対象となった影響もあって，２万5,056件にも上り，2019年と比べ１万1,654件（87.0％）も増加している。

そのため，口頭審理新規受理件数の内訳として最も多いのは，上陸拒否事由に該当する疑いのある事案で，このような事案は2019年より２万1,670件（2,273.9％）増加して２万2,623件となり，新規受理件数の90.3％を占めている。次いで，不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第７条第１項第２号不適合）入国目的に疑義のある事案が1,633件で，2019年と比べ8,607件（84.1％）減少し，新規受理件数の6.5％を占めている。さらに，偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第７条第１項第１号不適合）疑いのある事案は800件で，2019年と比べ1,406件（63.7％）減少し，新規受理件数の3.2％となっている。また，2007年11月20日から法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第７条第４項該当）事案の2020年における特別審理官への引渡しは，０件であった（**図表13**）。

図表13　上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

（件）

上陸条件＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	8,880	9,776	11,756	13,402	25,056
偽変造旅券・査証行使等（７条１項１号不適合）	1,723	1,812	1,940	2,206	800
虚偽申請等（７条１項２号不適合）	6,014	6,693	8,686	10,240	1,633
申請に係る在留期間不適合（７条１項３号不適合）	0	0	0	0	0
上陸拒否事由該当者（７条１項４号不適合）	1,141	1,270	1,128	953	22,623
個人識別情報提供をしない者（７条４項該当者）	2	1	2	3	0

2020年における口頭審理の処理状況(注)を見ると，口頭審理の結果，上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は２万2,353件で，2019年と比べ２万1,156件（1,767.4％）増加している。

また，口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は1,347件で，2019年と比べ8,093件（85.7％）減少している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として，法務大臣に対して異議を申し出た案件は928件で，2019年と比べ1,175件（55.9％）減少している（**図表14**）。

図表14　口頭審理の処理状況の推移

（件）

区分＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	8,875	9,770	11,763	13,409	25,064
上陸許可	1,740	1,421	1,260	1,197	22,353
退去命令	4,846	5,986	7,934	9,440	1,347
異議の申出	1,827	1,770	1,911	2,103	928
上陸申請取下げ	363	481	585	581	360
その他	99	112	73	88	76

（注）「その他」は，事件を他の地方出入国在留管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

（注）　上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（図表13）の総数と口頭審理の処理状況の推移（図表14）の総数が一致しない部分があるのは，例えば，年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など，事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは，①口頭審理の結果，我が国からの退去を命じられた者，②法務大臣に対する異議の申出の結果，我が国からの退去を命じられた者などである。

2020年における被上陸拒否者数は1,911人で，2019年と比べ8,736人（82.1％）減少している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると，タイ341人（17.8％），中国262人（13.7％），トルコ204人（10.7％）の順となっており，上位３か国で全体の42.2％を占めている（**図表15**）。全体的に被上陸拒否者数が大幅に減少しているのは，2020年２月に開始された新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策措置により，外国人入国者数が大幅に減少したことなどの影響と思われる。

図表15　主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移

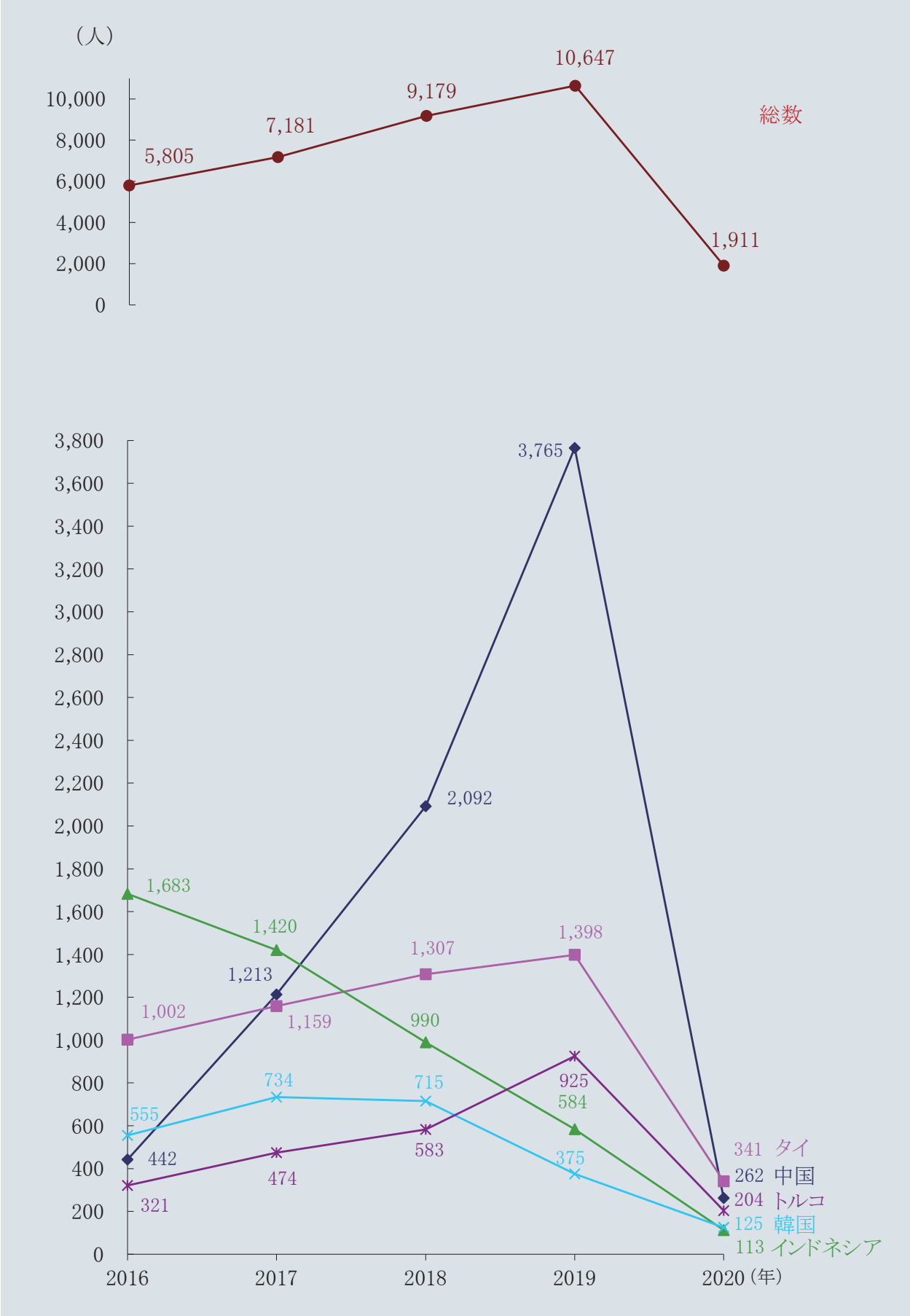

3 上陸特別許可

法務大臣が2020年に上陸を特別に許可した件数は812件で，2019年と比べ772件（48.7％）減少している（図表16）。

図表16　上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

（件）

区分＼年			2016	2017	2018	2019	2020
異議の申出（注）			1,845	1,781	1,919	2,120	935
裁決結果	理由あり（上陸許可）		12	4	5	2	3
	理由なし	退去	347	439	404	375	70
		上陸特別許可	1,418	1,241	1,333	1,584	812
取下げ			57	89	160	152	49
未済			11	8	17	7	1

（注）　異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第３節　入国事前審査状況

1 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は，2020年は6,014件で，2019年と比べ1,380件（29.8％）増加している。

2 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は，2020年は41万406件で，2019年と比べ18万1,452件（30.7％）減少している。

なお，査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが，近年，在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（図表17）。

図表17　入国事前審査処理件数の推移

（件）

区分＼年	2016	2017	2018	2019	2020
査証事前協議	6,614	7,875	5,336	4,634	6,014
在留資格認定証明書交付申請	418,764	481,120	533,568	591,858	410,406

第２章　日本人の出帰国の状況

第１節　出国者

1　総数

2020年における日本人出国者数は317万4,219人と，2019年と比べ1,690万6,450人（84.2％）減少している（図表18）。

図表18　日本人出国者数の推移

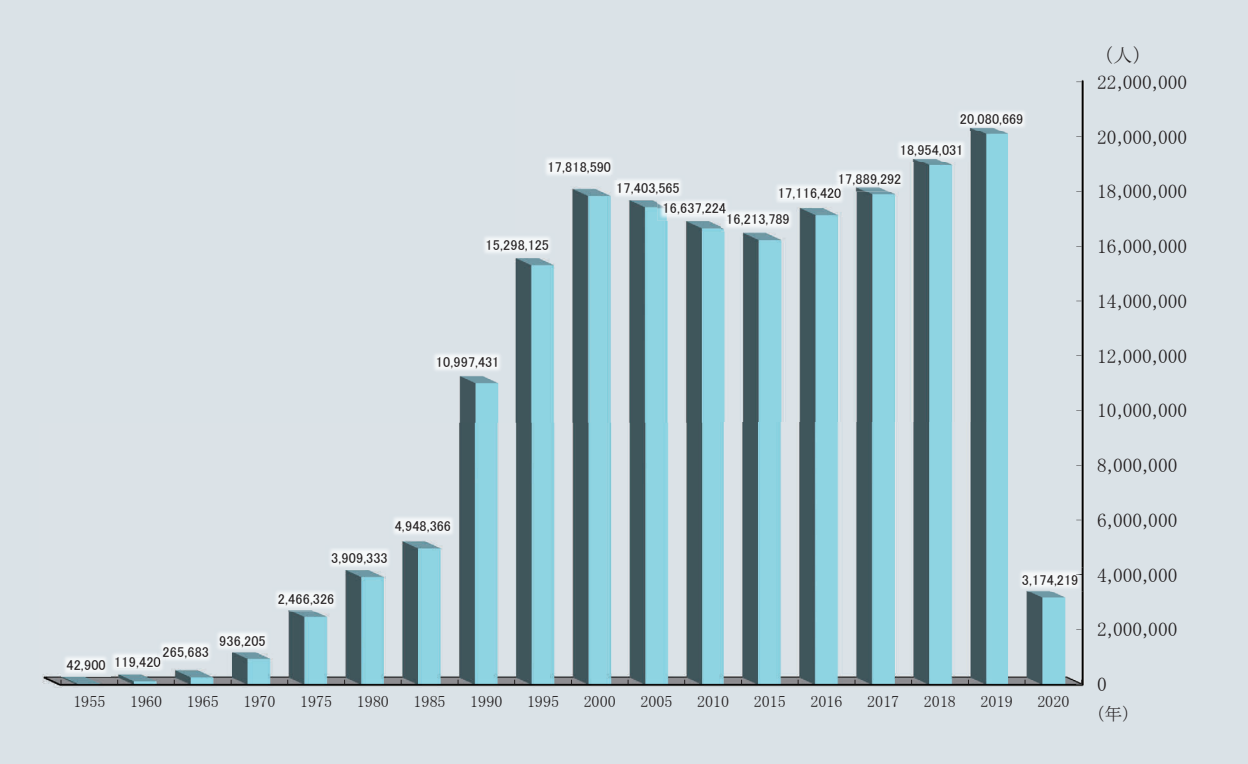

2　男女別・年齢別

2020年における日本人出国者数を男女別に見ると，男性が167万4,339人，女性が149万9,880人で，男性が全体の52.7％，女性が47.3％となっている。この男女比率は2001年以降大きな変動はなく，男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると，20歳代が78万854人で出国者数全体の24.6％を占めており，以下，40歳代55万5,917人（17.5％），50歳代54万1,559人（17.1％），30歳代51万92人（16.1％），60歳以上50万6,009人（15.9％），20歳未満27万9,788人（8.8％）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると，20歳未満の年代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り，特に，20歳代は女性の占める比率が62.3％と極めて高くなっているが，これら以外の年代は，男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図表19）。

図表19　男女別・年齢別日本人出国者数（2020年）

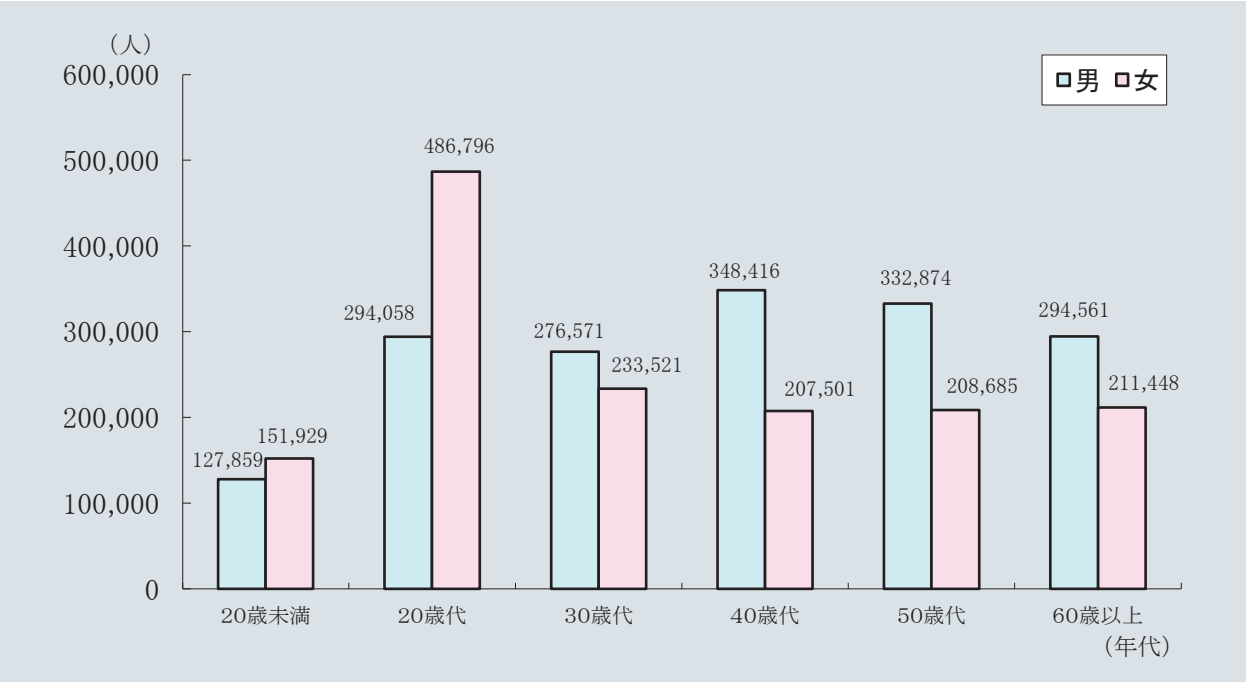

3　空港・海港別

2020年における日本人出国者数について，出国した空海港別に見ると，空港を利用した出国者数は316万4,992人で全体の99.7％を占めており，空港を利用した外国人の入国者数427万8,167人（99.3％）と比べても，空港利用者の割合が高くなっている。

2020年中に空港を利用した日本人出国者について見ると，成田空港の利用者数が130万9,205人で空港からの出国者数全体の41.4％，羽田空港の利用者数が76万9,646人で24.3％，関西空港の利用者が60万3,957人で19.1％となっており，これら３空港で空港からの出国者数全体の84.8％を占めている。

一方，2020年中に海港を利用した日本人出国者について見ると，博多港利用者数が5,539人で海港からの出国者数全体の60.0％を占めており，次いで，鹿児島港が1,308人（14.2％），大阪港が433人（4.7％）となっており，これら３海港で海港からの出国者数全体の78.9％を占めている。また，これら３海港以下は，横浜港が396人（4.3％），比田勝港が317人（3.4％）と続いている。

第２節　帰国者

空港帰国確認風景

2020年における日本人帰国者数は368万3,270人であり，これを出国後の国外滞在期間別に見ると，出国後１か月以内に帰国した人数が314万3,057人で全体の85.3％を占めており，このうち10日以内に帰国した人数は278万2,365人で，出国後１か月以内に帰国した日本人の88.5％を占めている。（図表20）。

図表20　滞在期間別日本人帰国者数の推移

（人）

滞在期間＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	17,088,252	17,876,453	18,908,954	20,030,055	3,683,270
5日以内	10,067,736	10,590,134	11,396,585	12,150,774	1,891,374
5日を超えて10日以内	3,905,780	4,106,292	4,295,947	4,607,708	890,991
10日を超えて20日以内	1,067,194	1,116,348	1,143,763	1,182,976	254,898
20日を超えて1月以内	409,434	412,805	410,416	416,356	105,794
1月を超えて3月以内	678,113	686,350	693,432	688,694	191,495
3月を超えて6月以内	393,187	400,249	402,650	412,104	124,322
6月を超えて1年以内	307,247	310,126	313,425	318,140	137,036
1年を超えて3年以内	129,203	122,306	123,677	123,794	51,416
3年を超える	12,800	10,610	9,193	8,405	2,281
不詳	117,558	121,233	119,866	121,104	33,663

第３章　外国人の在留の状況

第１節　在留外国人数

1　在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとすると，在留外国人数は，ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計と言える。

我が国における2020年末現在の中長期在留者（後記資料編１第４節１参照）数は258万2,686人，特別永住者数は30万4,430人で，これらを合わせた在留外国人数は288万7,116人であり，2019年末現在と比べ４万6,021人（1.6％）減少している。

また，2020年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は，我が国の総人口１億2,570万人（2020年10月１日現在人口推計（総務省統計局））に対し2.30％となっており，2019年末の2.32％と比べ0.02ポイント低くなっている（図表21）。

図表21　在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

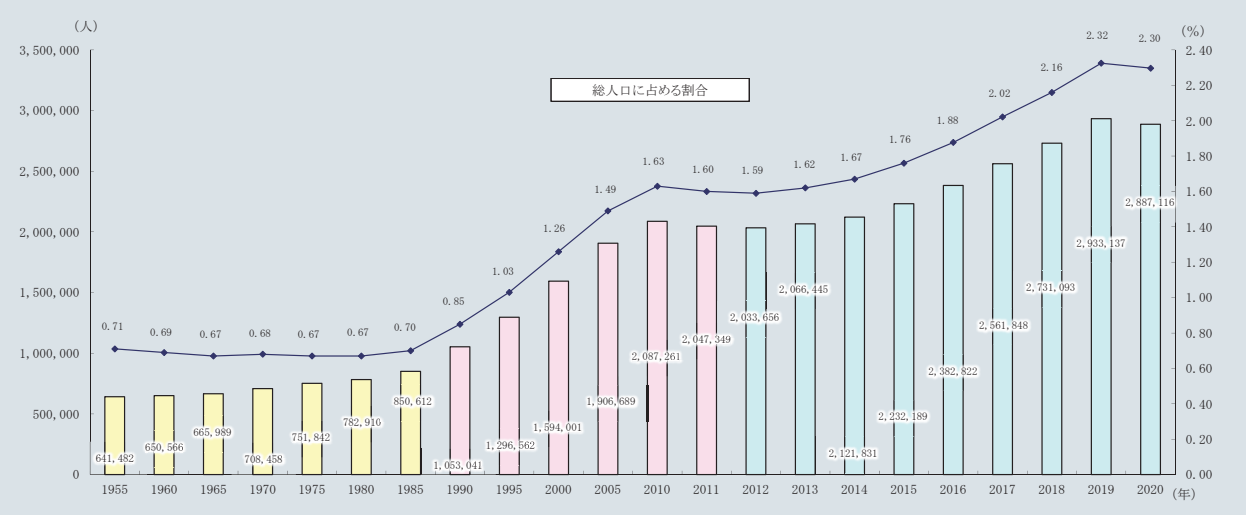

（注１）　本数値は，各年 12 月末現在の統計である。
（注２）　1985 年末までは，外国人登録者数，1990 年末から 2011 年末までは，外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数，2012 年末以降は，中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
（注３）「我が国の総人口に占める割合」は，総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年 10 月 1 日現在の人口を基に算出した。

2　国籍・地域別

2020年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると，中国が77万8,112人で全体の27.0％を占め，以下，ベトナム44万8,053人（15.5％），韓国42万6,908人（14.8％），フィリピン27万9,660人（9.7％），ブラジル20万8,538人（7.2％）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると，中国は増加傾向にあったが，2020年末は2019年末と比べ３万5,563人（4.4％）の減少となった。また，ベトナムは2010年末以降増加傾向が続いており，2020年末は2019年末と比べ３万6,085人（8.8％）増加しており，韓国と代わって第２位となった。第３位となった韓国は減少傾向にあり，2020年末は2019年末と比べ１万9,456人（4.4％）の減少となった。このほか，フィリピンは2020年末は2019年末と比べ3,138人（1.1％）

減少している。また，ブラジルは2016年末から2019年末までは増加傾向にあったが，2020年末は2019年末と比べ3,139人（1.5％）減少している（**図表22**）。

図表22　主な国籍・地域別在留外国人数の推移

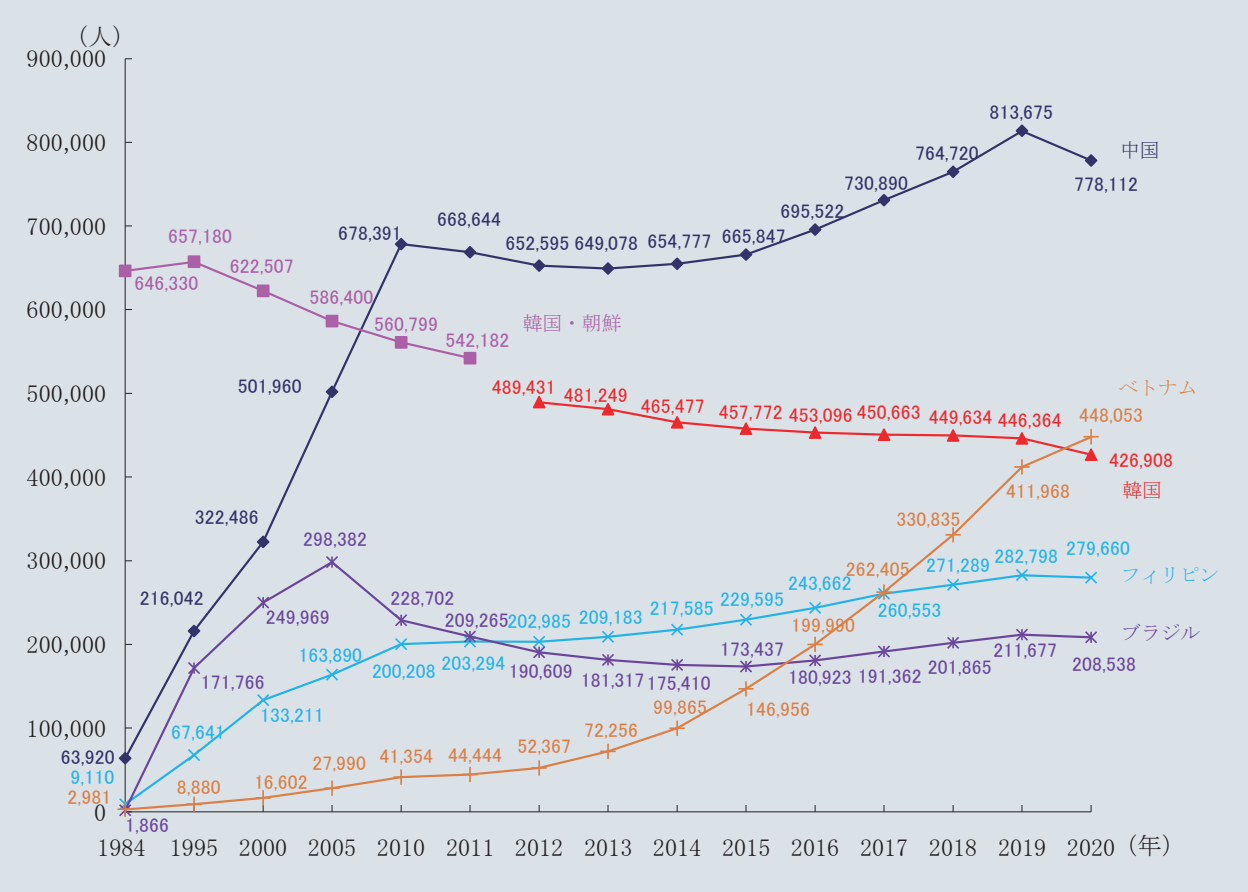

（注１）　2011 年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数，2012 年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
（注２）　2011 年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり，2012 年末以降の「中国」は台湾のうち，既に国籍･地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。
（注３）　2011 年末の統計までは，韓国と朝鮮を合わせて「韓国･朝鮮」として計上していたが，2012 年末の統計からは，「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

3　目的（在留資格）別

（１）「永住者」・「特別永住者」（資料編５統計（１）14）

2020年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは，「永住者」（特別永住者を除く。）で，2019年末と比べ１万4,353人（1.8％）増の80万7,517人であり，全体の28.0％を占めている（**図表23**）。

図表23　在留の資格別在留外国人数の推移

（人）

在留の資格＼年		2016	2017	2018	2019	2020
総数		2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	2,887,116
中長期在留者	教授	7,463	7,403	7,360	7,354	6,647
	芸術	438	426	461	489	448
	宗教	4,428	4,402	4,299	4,285	3,772
	報道	246	236	215	220	215
	高度専門職１号イ	731	1,194	1,576	1,884	1,922
	高度専門職１号ロ	2,813	6,046	8,774	11,886	13,167
	高度専門職１号ハ	132	257	395	570	676
	高度専門職２号	63	171	316	584	789
	経営・管理	21,877	24,033	25,670	27,249	27,235
	法律・会計業務	148	147	147	145	148
	医療	1,342	1,653	1,936	2,269	2,476
	研究	1,609	1,596	1,528	1,480	1,337
	教育	11,159	11,524	12,462	13,331	12,241
	技術・人文知識・国際業務	161,124	189,273	225,724	271,999	283,380
	企業内転勤	15,772	16,486	17,328	18,193	13,415
	介護		18	185	592	1,714
	興行	2,187	2,094	2,389	2,508	1,865
	技能	39,756	39,177	39,915	41,692	40,491
	特定技能１号				1,621	15,663
	特定技能２号				0	0
	技能実習１号イ	4,943	5,971	5,128	4,975	1,205
	技能実習１号ロ	97,642	118,101	138,249	164,408	74,476
	技能実習２号イ	3,207	3,424	3,712	4,268	4,490
	技能実習２号ロ	122,796	146,729	173,873	210,965	258,173
	技能実習３号イ		0	220	605	707
	技能実習３号ロ		8	7,178	25,751	39,149
	文化活動	2,704	2,859	2,825	3,013	1,280
	留学	277,331	311,505	337,000	345,791	280,901
	研修	1,379	1,460	1,443	1,177	174
	家族滞在	149,303	166,561	182,452	201,423	196,622
	特定活動	47,039	64,776	62,956	65,187	103,422
	永住者	727,111	749,191	771,568	793,164	807,517
	日本人の配偶者等	139,327	140,839	142,381	145,254	142,735
	永住者の配偶者等	30,972	34,632	37,998	41,517	42,905
	定住者	168,830	179,834	192,014	204,787	201,329
特別永住者		338,950	329,822	321,416	312,501	304,430

（注１）　2017 年 9 月 1 日から在留資格「介護」が新設された。
（注２）　2017 年 11 月 1 日から在留資格「技能実習３号（イ及びロ）」が新設された。
（注３）　2019 年 4 月 1 日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

「永住者」については，2016年末から2020年末までの推移を見ると，一貫して増加しており，2020年末には，2016年末の72万7,111人と比べ８万406人（11.1％）増加している。

また，「永住者」を国籍・地域別に見ると，2020年末では，中国が28万3,281人と最も多く，以下，フィリピン，ブラジル，韓国，ペルーの順となっている。

一方，2006年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は，年々減少しており，在留外国人数に占める割合も，それに伴い減少し，2020年末では10.5％となっている。より長期的な期間の推移を見ると，「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は，戦後間もなくから昭和30年代までは90％近くを占めていたが，「特別永住者」の数自体が減少していることに加え，様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により，在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり，日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

（２）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2020年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第１の１の表及び２の表に掲げる在留資格のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は2019年末と比べ２万871人（5.1％）増の42万7,601人（14.8％）で，2012年末以降増加傾向が続いている（**図表24**）。

図表24　専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移

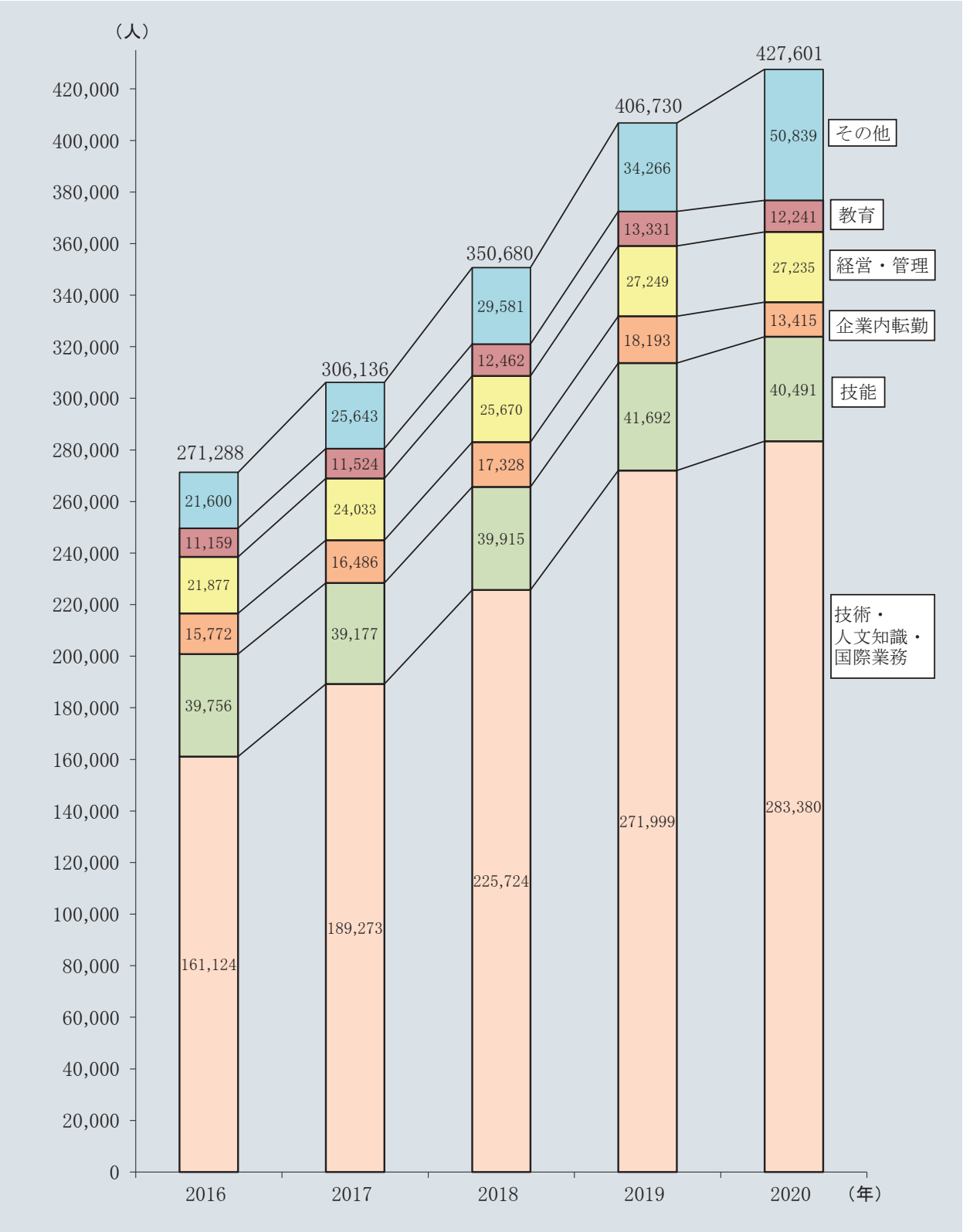

（注）　法別表第１の１の表及び２の表のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。

以下，就労を目的とする外国人のうち，特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

ア　「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」（資料編５統計（１）３－２，４－２）

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は，2020年末現在，「技術・人文知識・国際業務」が28万3,380人，「企業内転勤」が１万3,415人であり，2019年末と比べ，それぞれ１万1,381人（4.2％）増加，4,778人（26.3％）減少し，専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は，それぞれ66.3％，3.1％となっている。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による中長期在留者を国籍・地域別に見ると，中国が８万8,662人（31.3％）と最も多く，以下，ベトナム６万1,181人（21.6％），韓国２万5,760人（9.1％），ネパール１万5,581人（5.5％）の順となっている。

さらに，「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者を国籍・地域別に見ると，中国が4,078人（30.4％）と最も多く，以下，フィリピン1,272人（9.5％），韓国1,209人（9.0％）の順となっている。

イ　「技能」（資料編５統計（１）６－２）

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による中長期在留者数は，2020年末現在で４万491人であり，2019年末と比べ1,201人（2.9％）減少している。

「技能」の在留資格による中長期在留者について国籍・地域別に見ると，中国が１万6,469人（40.7％）と最も多く，以下，ネパール１万2,524人（30.9％），インド5,592人（13.8％），タイ1,229人（3.0％）の順となっている。

ウ　「特定技能１号」（資料編５統計（１）７－２）

2019年４月１日に新設された「特定技能１号」の在留資格による中長期在留者数は，2020年末現在で１万5,663人であり，2019年末と比べ１万4,042人（866.3％）増加している。

「特定技能１号」の在留資格による中長期在留者の国籍・地域別の内訳は，ベトナムが9,412人（60.1％）と最も多く，以下，中国1,575人（10.1％），インドネシア1,514人（9.7％），フィリピン1,059人（6.8％）の順となっている。

（３）「技能実習」（資料編５統計（１）８－２，９，10－２）(注)

2020年末現在における「技能実習１号」の在留資格による中長期在留者数は７万5,681人で，2019年末と比べ９万3,702人（55.3％）減少している。これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが４万1,564人で全体の54.9％を占めており，以下，中国１万891人（14.4％），インドネシア8,030人（10.6％），フィリピン4,818人（6.4％）と続いている。

2020年末現在における「技能実習２号」の在留資格による中長期在留者数は26万2,663人で，2019年末と比べ４万7,430人（22.0％）増加している。これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが14万6,143人で全体の55.6％を占めており，以下，中国４万6,924人（17.9％），インドネシア２万3,441人（8.9％），フィリピン２万1,417人（8.2％）の順となっている。

また，2017年11月１日に在留資格「技能実習３号」が新設されたところ，2020年末における同在留資格による中長期在留者数は３万9,856人で，2019年末と比べ１万3,500人（51.2％）増加している。これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが２万1,172人で全体の53.1％を占めており，以下，中国5,926人（14.9％），フィリピン5,413人（13.6％），インドネシア2,988人（7.5％）となっている。

（注）「技能実習１号」は「技能実習１号イ」及び「技能実習１号ロ」を，「技能実習２号」は「技能実習２号イ」及び「技能実習２号ロ」を，また，「技能実習３号」は「技能実習３号イ」及び「技能実習３号ロ」をそれぞれ合算した数である。

（４）「留学」（資料編５統計（１）11－２）

2020年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は，28万901人で，2019年末と比べ６万4,890人（18.8％）減少しており，在留外国人数全体の9.7％を占めている。これを国籍・地域別に見ると，中国が12万5,328人で全体の44.6％を占めており，これにベトナムが６万5,653人（23.4％）で続いている。

（５）身分又は地位に基づいて在留する外国人（資料編５統計（１）15－２，16－２）

2020年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万2,735人で，在留外国人全体の4.9％を占めており，2019年末と比べ2,519人（1.7％）減少している。

これを国籍・地域別に見ると，中国が２万8,313人で全体の19.8％を占めており，以下，フィリピン２万6,022人（18.2％），ブラジル１万7,225人（12.1％）の順となっている。

2020年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は20万1,329人で在留外国人全体の7.0％を占めており，2020年末は2019年末と比べ3,458人（1.7％）減少している。

これを国籍・地域別に見ると，ブラジルが７万1,832人で全体の35.7％を占めており，以下，フィリピンが５万3,941人（26.8％），中国が２万7,436人（13.6％）と続いている。

第２節　在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は，2020年は，2019年と比べ17万1,546件（12.1％）増加し，159万1,577件となった（図表25）。

図表25　在留審査業務許可件数の推移

（件）

区分＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	1,042,879	1,188,257	1,323,871	1,420,031	1,591,577
在留資格変更	180,480	215,599	325,149	269,153	392,415
在留期間更新	532,800	610,924	603,043	743,254	873,416
永住	35,595	28,869	31,451	32,150	29,747
特別永住	84	73	75	63	30
在留資格取得	12,010	12,976	13,188	14,469	15,720
再入国	31,553	35,310	37,030	38,232	28,738
資格外活動	250,357	284,506	313,935	322,710	251,511

（注１）「永住」は，入管法第 22 条による永住許可件数である。
（注２）「特別永住」は，入管特例法第５条に基づく特別永住許可件数である。

在留審査窓口風景

1　在留資格の変更許可

2020年に在留資格変更許可をした件数は39万2,415件で，2019年と比べ12万3,262件（45.8％）増加している。

（１）留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は，「留学」の在留資格により在留しているが，これらの中には，勉学終了後，我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

2020年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は２万9,689人で，2019年と比べ1,258人（4.1％）減少している。

在留資格別に見ると，「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が２万6,268人（88.5％）で最も多く，2019年と比べ2,327人（8.1％）減少している（**図表26**）。

図表26　在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

（人）

在留資格＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	19,435	22,419	25,942	30,947	29,689
技術・人文知識・国際業務	17,353	20,486	24,188	28,595	26,268
特定活動	19	36	14	316	873
教授	598	626	538	640	785
経営・管理	916	712	560	500	477
教育	87	93	137	166	389
医療	257	254	246	280	307
介護		18	83	173	220
高度専門職	27	43	65	156	218
研究	87	102	85	81	103
宗教	14	25	15	10	11
芸術	3	9	2	13	9
その他	74	15	9	17	29

国籍・地域別に見ると，中国が１万933人と全体の36.8％を占め，次いでベトナム6,582人（22.2％），ネパール3,552人（12.0％）の順となっている（**図表27**）。

図表27　国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	19,435	22,419	25,942	30,947	29,689
中国	11,039	10,326	10,886	11,580	10,933
ベトナム	2,488	4,633	5,244	7,030	6,582
ネパール	1,167	2,026	2,934	3,591	3,552
韓国	1,422	1,487	1,575	1,663	1,376
スリランカ	177	242	432	704	1,145
台湾	689	810	1,065	1,259	927
ミャンマー	183	212	348	593	672
インドネシア	214	253	362	469	540
バングラデシュ	90	110	233	467	501
フィリピン	168	230	319	447	458
その他	1,798	2,090	2,544	3,144	3,003

（注）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）「技能実習２号」及び「技能実習３号」への在留資格変更許可

技能実習制度は，外国人が，雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし，技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として1993年に創設された制度である。

技能実習制度については，2017年11月１日に施行された技能実習法に基づき新たな制度に移行しているところ，技能実習法施行前の旧制度においても，現行制度と同様，「技能実習１号」により修得した技能等に更に習熟するため，既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には，「技能実習２号」への在留資格変更許可が必要とされていた。

「技能実習２号」の対象となる技能等については，公的に評価ができ，かつ，技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には，2021年３月16日現在で，国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工，機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接，紡績運転等30職種の合計85職種となっている。

2020年中の「技能実習２号」への在留資格変更許可数は2019年と比べ１万7,392人（13.1％）増加し，15万233人となっている。

また，「技能実習２号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，ベトナム８万3,468人（55.6％），中国２万6,137人（17.4％），インドネシア１万3,542人（9.0％），フィリピン１万2,192人（8.1％），ミャンマー5,824人（3.9％）の順となっている（**図表28**）。

また，現行制度においては，「技能実習２号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として，「技能実習３号」が設けられており，優良な監理団体・実習実施者に限り受入れが可能となっている（対象となる技能等は，2021年３月16日現在で，合計77職種）。

2020年中の「技能実習３号」への在留資格変更許可数は，2019年と比べ9,735人（207.7％）増加し，１万4,423人となっている。

また，「技能実習３号」への在留資格変更許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，ベトナム7,721人（53.5％），フィリピン2,151人（14.9％），中国1,928人（13.4％），インドネシア1,029人（7.1％），ミャンマー607人（4.2％）の順となっている（**図表29**）。

2020年度に認定を受けた技能実習計画を職種別に見た場合，技能実習２号はそう菜製造業，とび，耕種農業が，技能実習３号は婦人子供服製造，耕種農業，そう菜製造業が多い（**図表30，31**）。

図表28　国籍・地域別「技能実習２号」への在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	77,550	89,281	180,475	132,841	150,233
ベトナム	29,494	39,944	86,892	71,275	83,468
中国	27,947	25,749	46,325	27,440	26,137
インドネシア	7,978	6,868	17,994	11,455	13,542
フィリピン	6,297	8,758	14,039	10,986	12,192
ミャンマー	1,397	2,146	4,571	3,715	5,824
その他	4,437	5,816	10,654	7,970	9,070

（注１）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。
（注２）　「技能実習２号」への在留資格変更許可人員には，「技能実習１号」からの在留資格変更許可を受けた者に加え，「技能実習１号」以外の在留資格から「技能実習２号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。また，2017年及び2018年の在留資格変更許可数には技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習２号」から新制度の「技能実習２号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。
（注３）　2019年版に掲載されている数値は，（注２）の在留資格変更許可件数を含まない数である。

図表29　国籍・地域別「技能実習３号」への在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2017	2018	2019	2020
総数	0	1,708	4,688	14,423
ベトナム	0	961	2,573	7,721
フィリピン	0	222	669	2,151
中国	0	243	631	1,928
インドネシア	0	119	254	1,029
ミャンマー	0	49	261	607
その他	0	114	300	987

（注１）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。
（注２）　2017 年 11 月 1 日から在留資格「技能実習３号（イ及びロ）」が新設されたが，2017 年中に「技能実習３号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった。
（注３）　2019 年版に掲載されている「技能実習３号」への在留資格変更許可人員数は，「技能実習２号」から「技能実習３号」への在留資格変更許可件数であるが，本図表は「技能実習２号」以外の在留資格から「技能実習３号」への在留資格変更許可件数も含む。

図表30　職種別「第２号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

（件）

職種	2019年度	2020年度
総数	150,274	137,408
そう菜製造業	14,464	13,382
とび	8,403	9,765
耕種農業	11,836	9,308
溶接	10,008	7,969
プラスチック成形	7,754	6,414
介護	1,604	5,272
婦人子供服製造	6,944	5,119
建設機械施工	3,717	4,754
塗装	4,992	4,659
工業包装	4,546	4,384
その他	76,006	66,382

図表31　職種別「第３号技能実習」に係る技能実習計画認定件数

（件）

職種	2019年度	2020年度
総数	25,842	26,199
婦人子供服製造	2,733	2,343
耕種農業	1,547	1,942
そう菜製造業	2,485	1,812
とび	1,501	1,677
溶接	1,539	1,433
プラスチック成形	1,113	1,247
鉄筋施工	932	1,000
塗装	1,001	908
工業包装	554	874
非加熱性水産加工食品製造業	1,102	835
その他	11,335	12,128

（３）「特定技能１号」及び「特定技能２号」への在留資格変更許可

2020年中の「特定技能１号」への在留資格変更許可数は１万863人となっている。

また，「特定技能１号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，ベトナム6,986人（64.3％），中国1,039人（9.6％），フィリピン942人（8.7％），インドネシア700人（6.4％），ミャンマー404人（3.7％）の順となっている（図表32）

なお，「特定技能２号」に係る同人数は０人である。

図表32　国籍・地域別「特定技能１号」への在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2019	2020
総数	1,062	10,863
ベトナム	600	6,986
中国	95	1,039
フィリピン	110	942
インドネシア	77	700
ミャンマー	63	404
その他	117	792

（注１）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。
（注２）　2019年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

2　在留期間の更新許可

2020年に在留期間更新許可をした件数は87万3,416件で，2019年と比べ13万162件（17.5％）増加している。

3 永住許可

2020年中に永住許可をした件数は２万9,747件で，2019年と比べ2,403件（7.5％）減少している（図表33）。

図表33　国籍・地域別永住許可件数の推移

（件）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	35,595	28,869	31,451	32,150	29,747
中国	15,285	12,816	14,626	15,542	14,874
フィリピン	4,795	3,549	3,077	2,998	2,580
ブラジル	3,866	2,716	2,255	2,318	2,112
韓国	2,731	2,241	2,742	2,521	1,966
ベトナム	994	873	1,343	1,405	1,635
その他	7,924	6,674	7,408	7,366	6,580

（注１）「中国」は，中国（香港），中国（その他）を含み，台湾のうち，既に国籍･地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。
（注２）　本表には特別永住許可件数は含まない。

4 在留資格の取得許可

2020年に在留資格取得許可をした件数は１万5,720件で，2019年と比べ1,251件（8.6％）増加している。

5 再入国許可

2020年に再入国許可をした件数は２万8,738件で，2019年と比べ9,494件（24.8％）減少している。

なお，2020年に再入国許可により我が国を出国した外国人は56万2,796人であったところ，そのうち，みなし再入国許可により出国した者は52万5,197人となっており，全体の93.3％を占めている。

（注）　2020年版に掲載している，2019年の「再入国許可により我が国を出国した外国人」及び「みなし再入国許可により出国した者」の全体割合について以下のとおり誤った数値が記載されていますのでご注意願います。

（正）　2019年　再入国許可により我が国を出国した外国人：287万7,264人
全体割合：96.4％

（誤）　2019年　再入国許可により我が国を出国した外国人：286万9,247人
全体割合：96.7％

6 資格外活動の許可

2020年に資格外活動許可をした件数は25万1,511件で，2019年と比べ７万1,199件（22.1％）減少している。

第３節　在留カード・特別永住者証明書の交付件数

1　在留カード

2020年における在留カードの交付件数は152万7,288件であった。これを項目別に見ると，上陸・在留資格関係許可によるものが134万1,784件であり，全体の87.9％を占めており，以下，有効期間更新によるものが14万6,284件（9.6％），再交付申請によるものが３万6,092件（2.4％），住居地以外の記載事項変更届出によるものが3,085件（0.2％）の順となっている。

また，地方出入国在留管理局管内別に見ると，東京局が79万2,780件であり，全体の51.9％を占めており，以下，名古屋局27万8,105件（18.2％），大阪局20万2,498件（13.3％），福岡局10万4,872件（6.9％）の順となっている（**図表34**）。

図表34　在留カード交付件数（2020年）

（件）

地方出入国在留管理局管内	総数	上陸・在留資格関係許可	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	その他
総数	1,527,288	1,341,784	3,085	146,284	36,092	43
札幌	24,560	23,173	17	969	394	7
仙台	37,007	32,772	49	3,590	596	0
東京	792,780	690,176	1,477	80,753	20,367	7
名古屋	278,105	238,206	947	33,135	5,817	0
大阪	202,498	179,631	251	17,189	5,427	0
広島	62,162	56,592	219	4,212	1,111	28
高松	25,304	23,746	22	1,217	318	1
福岡	104,872	97,488	103	5,219	2,062	0

2　特別永住者証明書

2020年における特別永住者証明書の交付件数は２万7,444件であった。これを項目別に見ると，有効期間更新によるものが２万1,297件で，全体の77.6％を占めており，以下，再交付申請によるものが2,946件（10.7％），住居地以外の記載事項変更届出によるものが2,545件（9.3％），特別永住許可（第４条）によるものが576件（2.1％）の順となっている（**図表35**）。

図表35　特別永住者証明書交付件数（2020年）

（件）

特別永住許可（第４条）	特別永住許可（第５条）	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請	事前交付申請	総数
576	30	2,545	21,297	2,946	35	15	0	27,444

コラム　入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声）
（東京出入国在留管理局審査管理部門：一宮　雄紀）

東京出入国在留管理局は，関東甲信越地方の１都９県を管轄区域とし，同区域に在留する外国人の在留諸申請等に係る手続を行っています。このうち審査管理部門が所管する業務は，内外関係部署・機関との連絡調整，出入国審査，在留諸申請の総合受付・総合交付窓口業務，在留カードに係る申請・届出等多岐に渡ります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により2020年４月以降，東京局では，帰国困難者による在留資格「短期滞在」の在留期間更新許可申請が急増するなど，来庁者の増加及び庁舎内の混雑が顕著となったことから，庁舎内の「密閉」「密集」「密接」の解消を目的として，館内への入場者数を制限する「入館規制」をはじめ，様々な取組を講じてきました。

東京局独自の主な施策としては，来庁者を分散させることを目的とした「休日開庁」の実施，インターネットを介して在留諸申請等の予約を行う「申請予約システム」を導入したほか，総合交付窓口において，当局が指定する日に再来庁又は郵送で在留カードを受け取ることを可能とする「在留カードの後日交付手続」の運用開始などが挙げられます。

特に，「申請予約システム」及び「在留カードの後日交付手続」に関しては，在留諸申請の３割以上を占める「申請等取次者」に限定した上で，それぞれ専用窓口を設け手続を行うことにより，待ち時間の短縮を実現しました。私も「申請予約システム」及び「在留カードの後日交付手続」の構築・導入に携わりましたが，庁舎内の混雑緩和に寄与することができ，非常に有意義であったと実感しています。

新型コロナウイルス感染症の発生から約１年半が経過しようとしているものの，未だに収束する兆しが見えないのが現状ですが，当局では，来庁者にとって利用しやすい庁舎になるよう，さらなる待ち時間の短縮及び混雑緩和のための取組を実施するとともに，公平かつ適正な在留審査業務を遂行していきたいと思います。

在留審査担当入国審査官

第４章　技能実習制度の実施状況

第１節　制度の概要

技能実習制度は，開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ，我が国で培われた技能，技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）を修得，習熟又は熟達（以下本章において「修得等」という。）することを可能とし，当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより，当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

1993年に創設された技能実習制度は，研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について，研修修了後，研修を受けた機関と同じ機関において，新たに雇用契約を結び，研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には，制度の本来の目的を十分に理解せず，実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて，2009年７月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において，新たな在留資格「技能実習」が創設され，入国１年目から雇用関係の下，労働関係法令等が適用されることとなるなど，技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら，依然として制度の趣旨を理解することなく，国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず，その結果，労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で，対象職種の拡大，実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため，外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため，技能実習に関し，技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け，これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を盛り込むなどした技能実習法が2016年11月18日に成立し，同月28日に公布され，2017年11月１日に施行されている。

第２節　監理団体の許可申請及び処理

1　監理団体の許可申請

2017年11月１日から，団体監理型で技能実習生を受け入れるためには，監理団体となる法人は，主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）による監理団体の許可を受けることが必要となった。2020年度までの監理団体の許可申請件数（新規許可申請の累計）は3,625件となっている（**図表36**）。

2　監理団体の許可

2020年度までの監理団体の許可件数（新規許可の累計）は3,376件であり，そのうち，一般監理事業（優良な監理団体）に係る許可は768件，特定監理事業（その他の監理団体）に係る許可は2,608件である（**図表36**）。

なお，2021年３月30日時点の監理団体数（監理事業の廃止や許可区分の変更を反映したもの）は，3,276団体で，うち一般監理事業に係る許可を受けているものが1,673団体，特定監理事業に係る許可を受けているものが1,603団体である。

図表36　監理団体の新規許可申請及び許可件数の推移

（件）

		2018年度	2019年度	2020年度
申請件数		2,701	3,224	3,625
許可件数	一般監理事業	767	768	768
	特定監理事業	1,753	2,174	2,608
	合計	2,520	2,942	3,376

（注）　表中の数値は，各年度末時点での累計値である。

第３節　技能実習計画の認定申請及び処理

1　技能実習計画の認定申請

2017年11月１日から，実習実施者が技能実習生を受け入れるためには，当該実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが必要となった。2020年度までの技能実習計画の認定申請件数は109万7,755件（累計）となっており，そのうち，企業単独型技能実習計画に係る申請は２万8,373件，団体監理型技能実習計画に係る申請は106万9,382件となっている（**図表37**）。

2　技能実習計画の認定件数

2020年度までの技能実習計画の認定件数は107万5,523件（累計）となっており，企業単独型技能実習計画に係る認定件数は２万7,998件，団体監理型技能実習計画に係る認定件数は104万7,525件となっている（**図表37**）。

図表37　技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移

（件）

		2018年度	2019年度	2020年度
申請件数	企業単独型	14,127	23,936	28,373
	団体監理型	471,393	831,851	1,069,382
	合計	485,520	855,787	1,097,755
認定件数	企業単独型	13,431	23,288	27,998
	団体監理型	439,517	795,827	1,047,525
	合計	452,948	819,115	1,075,523

（注）　表中の数値は，各年度末時点での累計値である。

第４節　不適正な事案への対処

技能実習制度においては，監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反，法令違反等があった場合には，その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し，業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行うこととし，当該事業所名等を公表することとしている。

また，許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか，その後５年間，新規の技能実習生の受入れが認められなくなる。2020年中には，66者について技能実習計画の認定を取り消し，８団体の監理団体の許可を取り消している（**図表38**）。

さらに，外国人技能実習機構においては，定期的な実地検査の実施や，母国語による相談・申告窓口の設置などにより，技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図っている。2020年度中には，１万3,353件の母国語相談，82件の申告を受け付けており，また，49件の転籍に係る個別支援，93件（2018年４月から2020年３月末累計）の宿泊支援を実施している。

技能実習生の失踪者は，2020年は5,885人と，2019年の8,796人から大きく減少したものの，引き続き注視が必要な状況にある（**図表39**）。失踪の動機については，実習実施者側の不適正な取扱いによるものが一部に存在する一方で，技能実習生側の経済的な事情による場合も存在すると考えられるところ，二国間取決めの枠組みを活用して悪質な送出機関の排除に努めているほか，失踪事案が発生した実習実施者に対して優先的に実地調査を行う，失踪を多く発生させている送出機関や監理団体等に対し，帰責性等も踏まえて技能実習生の新規受入れを停止する，などの対応を行っている。

失踪事案への対応として，2018年11月16日には，法務大臣の指示により，法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され，技能実習法の施行状況の検証，運用の改善方策の検討等が行われたほか，2019年11月12日に，技能実習生の失踪者の減少に向けた追加方策を法務大臣から発表した。

これらを踏まえ，2020年３月23日には，技能実習法施行規則の一部を改正し，同年４月１日から，技能実習生に対する報酬の支払いを口座振込み等の事後的に検証可能な方法とすることを義務付けるとともに，技能実習生の失踪に帰責性のある監理団体・実習実施者については，一定期間，技能実習生の新規受入れを停止することとした。

図表38　行政処分等の件数の推移

（件）

年		2019	2020
実習実施者数	技能実習計画の取消し	14	66
	改善命令	3	6
監理団体数	監理団体許可の取消し	2	8
	改善命令	0	1

図表39　国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	5,058	7,089	9,052	8,796	5,885
ベトナム	2,025	3,751	5,801	6,105	3,741
中国	1,987	1,594	1,537	1,330	964
カンボジア	284	656	758	462	494
ミャンマー	216	446	345	347	250
インドネシア	200	242	339	307	240
その他	346	400	272	245	196

（注）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

第５章　外国人の退去強制手続業務の状況

第１節　不法残留者の状況

違反調査風景

出入国在留管理庁の電算統計に基づく推計では，2021年１月１日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は８万2,868人であり，2020年１月１日現在の８万2,892人と比べ24人（0.03％）減少した。

1　国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった1993年５月１日現在の不法残留者の国籍・地域は，タイが最も多く，次いで韓国，フィリピン，中国，マレーシアの順となっているところ，2021年１月１日現在は，ベトナムが１万5,689人（18.9％）と最も多く，以下，韓国１万2,433人（15.0％），中国１万335人（12.5％），タイ8,691人（10.5％），フィリピン5,761人（7.0％）の順となっている。

1993年５月１日以降の推移を見ると，韓国については，「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し，査証免除措置が実施されたことにより，新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず，1999年１月１日以降一貫して減少傾向にある。一方，ベトナムは2020年１月１日と比べ，128人（0.8％）増の１万5,689人となっており，９年続けて増加している。ベトナムの不法残留者は，「技能実習」が全体の５割以上を占めており，依然として不法就労を企図し，実習先から失踪した技能実習生が不法残留に及んでいるものと考えられる。また，タイについては，1993年５月１日以降一貫して減少を続けていたが，2013年７月からの査証発給の緩和措置等により，「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し，近年増加傾向であったが，2021年１月１日現在は2020年１月１日と比べ，181人（2.0％）減の8,691人となった（**図表40，41**）。

図表40　国籍・地域別不法残留者数の推移

（人）

年月日／国籍・地域	1993年5月1日	1994年5月1日	1995年5月1日	1996年5月1日	1997年1月1日	1998年1月1日	1999年1月1日	2000年1月1日	2001年1月1日	2002年1月1日	2003年1月1日	2004年1月1日	2005年1月1日	2006年1月1日	2007年1月1日
総数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071	3,959
韓国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321
中国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698
タイ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491
インドネシア	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926	6,354
台湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397
スリランカ	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075	3,587	2,241
その他	87,309	85,169	83,369	80,914	80,758	76,351	71,132	66,158	61,801	60,022	59,933	59,336	55,499	48,647	40,529

年月日／国籍・地域	2008年1月1日	2009年1月1日	2010年1月1日	2011年1月1日	2012年1月1日	2013年1月1日	2014年1月1日	2015年1月1日	2016年1月1日	2017年1月1日	2018年1月1日	2019年1月1日	2020年1月1日	2021年1月1日
総数	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868
ベトナム	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110	1,471	2,453	3,809	5,137	6,760	11,131	15,561	15,689
韓国	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233	13,634	13,412	13,265	12,876	12,766	12,563	12,433
中国	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257	8,647	8,741	8,846	9,390	10,119	10,902	10,335
タイ	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391	5,277	5,959	6,507	6,768	7,480	8,872	8,691
フィリピン	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117	4,991	5,240	5,082	4,933	5,417	6,061	5,761
インドネシア	5,096	3,126	1,820	1,265	1,037	1,073	1,097	1,258	2,228	2,222	2,076	3,323	4,180	3,869
台湾	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557	3,532	3,543	3,887	3,784	3,747	3,730	3,724
マレーシア	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819	1,788	1,763	1,761	1,784	1,808	1,846	1,826
スリランカ	3,615	2,796	1,952	1,498	1,256	1,084	1,019	932	914	847	816	861	1,112	1,287
シンガポール	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304	1,079	1,066	1,055	1,046	1,034	1,021	994	1,004
その他	35,800	28,666	24,547	22,298	20,008	18,582	17,021	16,429	16,154	16,670	16,277	16,494	17,071	18,249

（注）「中国」には，中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図表41　主な国籍・地域別不法残留者数の推移

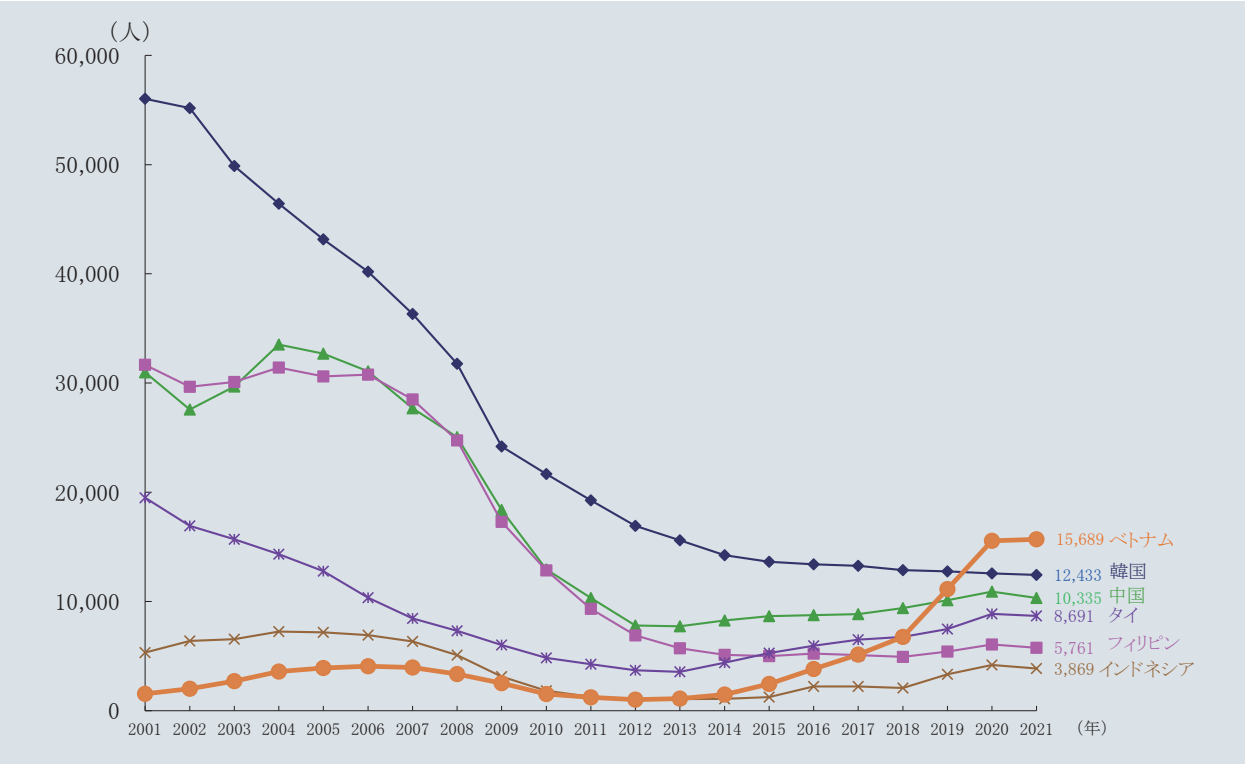

（注）　各年１月１日現在の不法在留者数を表したものである。

2　在留資格別

2021年１月１日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると，前年に引き続き「短期滞在」が５万92人と最も多く，全体の60.4％を占めており，以下，「技能実習２号ロ」7,229人（8.7％），「特定活動」5,904人（7.1％），「技能実習１号ロ」5,722人（6.9％），「留学」5,041人（6.1％），「日本人の配偶者等」2,608人（3.1％）となっている。また，前年と比べ，「技能実習２号ロ」が181人（2.6％），「特定活動」が216人（3.8％），「技能実習１号ロ」が413人（7.8％）増加したのに対し，「短期滞在」が1,147人（2.2％），「日本人の配偶者等」が79人（2.9％），「留学」が502人（9.1％）減少している（**図表42**）。

図表42　在留資格別不法残留者数の推移

（人）

在留資格＼年月日	2015年1月1日	2016年1月1日	2017年1月1日	2018年1月1日	2019年1月1日	2020年1月1日	2021年1月1日
総数	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892	82,868
短期滞在	41,090	42,478	44,167	44,592	47,399	51,239	50,092
技能実習２号ロ	2,831	3,413	3,748	3,988	5,318	7,048	7,229
特定活動	1,636	1,633	1,910	2,286	4,224	5,688	5,904
技能実習１号ロ	1,799	2,439	2,741	2,894	4,015	5,309	5,722
留学	2,806	3,422	3,807	4,100	4,708	5,543	5,041
日本人の配偶者等	3,709	3,433	3,287	3,092	2,946	2,687	2,608
その他	7,772	7,633	7,520	7,832	9,781	5,378	6,272

（注）「留学」には，不法残留となった時点での在留資格が「就学」（2010年７月１日施行前の入管法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

第２節　退去強制手続及び出国命令手続を執った入管法違反事件

1　概要

2020年中に退去強制手続及び出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った入管法違反者は１万5,875人で，2019年と比べ3,511人（18.1％）減少した。このうち，出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は6,874人であった。入管法違反者は，査証免除措置の実施等により，新規入国者が増加し，それに伴い不法残留者数も増加したことなどが一因となり，2016年以降，５年連続で増加していたものの，2020年は新型コロナウイルス感染症の影響等により減少に転じた。

退去強制事由別に見ると，不法残留１万4,465人（91.1％），刑罰法令違反504人（3.2％），不法入国225人（1.4％）の順となり，依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（**図表43**）。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが6,286人（39.6％）と最も多く，次いで，中国3,127人（19.7％），タイ1,410人（8.9％）の順となっており，これら上位３か国で全体の68.2％を占めている（**図表44**）。

図表43　退去強制事由別入管法違反事件の推移

（人）

退去強制事由＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	13,361	13,686	16,269	19,386	15,875
不法入国	599	577	409	349	225
不法上陸	238	151	140	134	56
資格外活動	511	648	476	255	96
不法残留	11,198	11,502	14,353	17,627	14,465
刑罰法令違反	432	470	460	448	504
その他	383	338	431	573	529
不法就労者	9,003	9,134	10,086	12,816	10,993

図表44　国籍・地域別入管法違反事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	13,361	13,686	16,269	19,386	15,875
ベトナム	2,273	2,931	4,395	6,549	6,286
中国	3,979	3,901	4,185	4,256	3,127
タイ	1,770	2,096	2,101	2,295	1,410
フィリピン	1,452	1,310	1,692	1,566	1,225
インドネシア	1,059	727	850	1,246	1,059
ネパール	185	198	374	598	490
ブラジル	268	232	275	285	316
韓国	599	440	353	324	242
トルコ	125	127	209	271	237
スリランカ	153	145	150	296	170
その他	1,498	1,579	1,685	1,700	1,313

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

2 退去強制事由別

（１）不法入国

2020年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち，不法入国者(注)は225人（1.4％）であり，2019年と比べ124人（35.5％）減少した。過去の推移を見ると，2003年以降増加傾向にあったものの，2006年以降は減少に転じており，入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから，各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると，フィリピンが82人（36.4％）で最も多く，次いで，中国43人（19.1％），韓国19人（8.4％）の順となっている（図表45）。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると，航空機が198人であり，2019年と比べ84人（29.8％）減少したものの，依然として航空機による不法入国が88.0％と多数を占めている。また，船舶による不法入国者数は27人（12.0％）であり，2019年と比べ40人（59.7％）減少した（図表46，47）。

図表45　国籍・地域別不法入国事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	599	577	409	349	225
フィリピン	143	117	128	90	82
中国	143	104	99	87	43
韓国	45	32	32	26	19
タイ	21	20	23	13	13
コロンビア	8	2	3	3	10
イラン	76	115	16	18	8
インドネシア	29	23	10	8	8
スリランカ	13	24	11	11	6
ネパール	4	2	5	3	6
アメリカ	8	4	4	5	4
その他	109	134	78	85	26

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

図表46　国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	488	482	332	282	198
フィリピン	138	114	122	86	80
中国	67	48	52	50	30
韓国	23	17	13	12	12
タイ	20	20	22	11	12
コロンビア	8	2	3	3	10
その他	232	281	120	120	54

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（注）　不法入国者とは，入管法第３条第１項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては，有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第１号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第９条第４項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第２号）は本邦に入ってはならないと規定しており，これに違反した者は不法入国者となる。

図表47　国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	111	95	77	67	27
中国	76	56	47	37	13
韓国	22	15	19	14	7
フィリピン	5	3	6	4	2
ロシア	0	0	2	4	1
タイ	1	0	1	2	1
その他	7	21	2	6	3

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）不法上陸

2020年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち，入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第９条第４項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は56人（0.4％）であり，2019年と比べ78人（58.2％）減少した（**図表48**）。

図表48　国籍・地域別不法上陸事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	238	151	140	134	56
ロシア	16	11	20	9	12
トルコ	82	34	33	22	11
アメリカ	11	12	13	22	6
ウクライナ	0	0	0	0	6
中国	7	15	10	16	3
韓国	4	2	4	0	3
カナダ	2	0	3	2	3
その他	116	77	57	63	12

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（３）不法残留

2020年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち，不法残留者は１万4,465人（91.1％）であり，2019年と比べ3,162人（17.9％）減少したものの，依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが5,956人（41.2％）と最も多く，次いで，中国2,857人（19.8％），タイ1,375人（9.5％），インドネシア1,046人（7.2％），フィリピン1,018人（7.0％）の順となっている（**図表49**）。

図表49　国籍・地域別不法残留事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	11,198	11,502	14,353	17,627	14,465
ベトナム	1,994	2,515	3,951	6,156	5,956
中国	3,488	3,534	3,819	3,878	2,857
タイ	1,699	2,017	2,018	2,259	1,375
インドネシア	935	619	806	1,208	1,046
フィリピン	1,157	961	1,401	1,344	1,018
ネパール	93	139	335	531	444
トルコ	40	86	170	238	222
韓国	473	358	269	274	201
ブラジル	181	132	182	184	167
スリランカ	84	73	102	250	145
その他	1,054	1,068	1,300	1,305	1,034

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（４）資格外活動

我が国に在留する外国人が，資格外活動許可を受けることなく，付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には，資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。2020年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち，資格外活動で退去強制手続を執った者は96人（0.6％）であり，2019年と比べ159人（62.4％）減少した。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが45人（46.9％）と最も多く，次いで，フィリピン18人（18.8％），ネパール12人（12.5％）の順となっており，これら上位３か国で全体の78.1％を占めている（**図表50**）。

図表50　国籍・地域別資格外活動事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	511	648	476	255	96
ベトナム	154	280	234	134	45
フィリピン	24	124	39	18	18
ネパール	67	47	22	33	12
カンボジア	5	3	24	2	9
チェコ	3	0	0	0	3
その他	258	194	157	68	9

入管法違反者摘発風景

3 不法就労事件

（１）概況

2020年中に退去強制手続等を執った入管法違反者のうち，不法就労していたことが認められた者は１万993人（69.2％）であり，我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は，不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど，公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか，不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で，不法就労者が賃金を搾取されたり，労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生しており，出入国在留管理庁では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

（２）国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は，近隣アジア諸国を中心として53か国・地域に及んでおり，依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが4,943人（45.0％）で最も多く，次いで，中国2,361人（21.5％），タイ1,254人（11.4％），インドネシア933人（8.5％），フィリピン649人（5.9％）の順となっており，これら上位５か国で全体の92.2％を占めている（**図表51**）。

図表51　国籍・地域別不法就労事件の推移

（人）

国籍・地域＼年		2016	2017	2018	2019	2020
総数		9,003	9,134	10,086	12,816	10,993
	男	6,093	6,120	6,754	8,903	7,923
	女	2,910	3,014	3,332	3,913	3,070
ベトナム		1,638	2,152	3,035	4,941	4,943
	男	1,246	1,657	2,259	3,766	3,801
	女	392	495	776	1,175	1,142
中国		3,080	2,915	3,112	3,155	2,361
	男	2,130	1,982	2,170	2,188	1,693
	女	950	933	942	967	668
タイ		1,536	1,855	1,868	2,047	1,254
	男	850	966	903	1,035	631
	女	686	889	965	1,012	623
インドネシア		819	588	594	1,014	933
	男	699	514	498	827	780
	女	120	74	96	187	153
フィリピン		830	711	660	764	649
	男	426	366	369	398	331
	女	404	345	291	366	318
ネパール		95	77	71	111	162
	男	76	52	52	92	126
	女	19	25	19	19	36
韓国		359	239	169	163	109
	男	167	118	69	76	56
	女	192	121	100	87	53
ウズベキスタン		11	7	35	65	90
	男	11	7	34	64	89
	女	0	0	1	1	1
スリランカ		68	53	42	87	71
	男	67	48	41	81	65
	女	1	5	1	6	6
トルコ		4	18	28	51	69
	男	4	17	28	51	69
	女	0	1	0	0	0
その他		563	519	472	418	352
	男	417	393	331	325	282
	女	146	126	141	93	70

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（３）男女別

不法就労者の男女別構成は，男性が7,923人（72.1％），女性が3,070人（27.9％）である。

（４）就労内容別

不法就労者の就労内容別では，農業従事者が2,463人（22.4％）と最も多く，次いで，建設作業者2,272人（20.7％），工員2,033人（18.5％）の順となっている。

また，男女別に見ると，男性は建設作業者が最も多く，次いで，農業従事者，工員の順となり，女性は農業従事者が最も多く，次いで，工員，その他の労務作業者の順となっている（図表52）。

図表52　就労内容別不法就労事件の推移

（人）

就労内容＼年		2016	2017	2018	2019	2020
総数		9,003	9,134	10,086	12,816	10,993
	男	6,093	6,120	6,754	8,903	7,923
	女	2,910	3,014	3,332	3,913	3,070
農業従事者		2,215	2,501	2,504	2,904	2,463
	男	1,438	1,585	1,480	1,646	1,575
	女	777	916	1,024	1,258	888
建設作業者		1,713	1,548	1,835	2,569	2,272
	男	1,697	1,529	1,818	2,550	2,241
	女	16	19	17	19	31
工員		1,410	1,411	1,875	2,454	2,033
	男	1,008	942	1,236	1,686	1,378
	女	402	469	639	768	655
その他の労務作業者		1,076	1,059	998	1,380	1,156
	男	837	811	794	1,089	862
	女	239	248	204	291	294
その他のサービス業従事者		453	495	589	647	493
	男	127	152	213	268	226
	女	326	343	376	379	267
運搬労務作業者		133	152	139	266	305
	男	125	146	129	250	288
	女	8	6	10	16	17
その他		2,003	1,968	2,146	2,596	2,271
	男	861	955	1,084	1,414	1,353
	女	1,142	1,013	1,062	1,182	918

（５）稼働場所（都道府県）別

46都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ，不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると，2019年に引き続き，茨城県が1,512人（13.8％）と最も多く，次いで，千葉県1,488人（13.5％），愛知県1,452人（13.2％），東京都1,428人（13.0％），埼玉県1,290人（11.7％）の順となっている（図表53）。

また，地区別に見ると，関東地区１都６県（東京，神奈川，千葉，埼玉，茨城，群馬，栃木）

で7,390人（67.2％）と大半を占めているほか，中部地区９県（新潟，長野，山梨，富山，石川，福井，静岡，岐阜，愛知）も2,012人（18.3％）と多く，関東地区及び中部地区で不法就労者全体の85.5％（9,402人）と高い割合を占めている。

図表53　稼働場所別不法就労事件の推移

（人）

都道府県＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	9,003	9,134	10,086	12,816	10,993
茨城県	2,038	2,213	1,975	2,126	1,512
千葉県	1,559	1,505	1,666	1,878	1,488
愛知県	891	811	912	1,606	1,452
東京都	1,187	1,184	1,437	1,551	1,428
埼玉県	716	765	860	1,290	1,290
群馬県	453	453	456	826	851
神奈川県	602	446	556	625	534
大阪府	226	294	317	464	459
栃木県	224	195	274	305	287
兵庫県	131	112	209	297	230
その他	976	1,156	1,424	1,848	1,462

4　違反審判の概況

（１）事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は，入国警備官による違反調査の後，入国審査官に引き渡され，違反審判手続が行われる。同手続は，入国審査官による違反審査，特別審理官による口頭審理，法務大臣による裁決の三段階の仕組みとなっている。

違反審判風景

2020年における違反審査の受理件数は１万6,410件であり，2019年と比べ3,443件（17.3％）減少している（**図表54**）。

図表54　違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

（件）

区分＼年			2016	2017	2018	2019	2020
違反審査	受理		14,198 (484)	14,407 (414)	16,827 (402)	19,853 (370)	16,410 (393)
	既済	非該当	3	2	1	0	2
		退去強制令書発付	6,008	6,723	7,736	8,306	5,372
		口頭審理請求	3,306	2,546	2,327	2,326	1,972
		出国命令書交付	4,101	4,423	6,223	8,702	6,898
	未済，その他		780	713	540	519	2,166
口頭審理	受理		3,945 (568)	3,273 (653)	2,946 (547)	3,040 (651)	2,631 (616)
	既済	非該当	0	1	0	0	1
		退去強制令書発付	145	159	114	95	60
		異議申出	3,078	2,522	2,128	2,256	1,832
		出国命令書交付	0	0	0	0	0
	未済，その他		722	591	704	689	738
裁決	受理		3,478 (376)	3,352 (818)	2,966 (822)	2,819 (544)	2,368 (518)
	既済	理由あり	1	1	0	0	0
		理由なし	2,588	2,415	2,331	2,211	1,916
		出国命令書交付	0	0	0	0	0
	未済，その他		889	936	635	608	452

（注）　受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また，2020年における違反審査後の口頭審理請求件数は1,972件で，違反審査受理数の12.0％に当たり，2019年と比べ354件（15.2％）減少している（**図表54，55**）。

図表55　口頭審理請求件数及びその比率の推移

$$口頭審理請求件数の比率(\%)=\frac{口頭審理請求件数}{違反審査受理数}\times 100$$

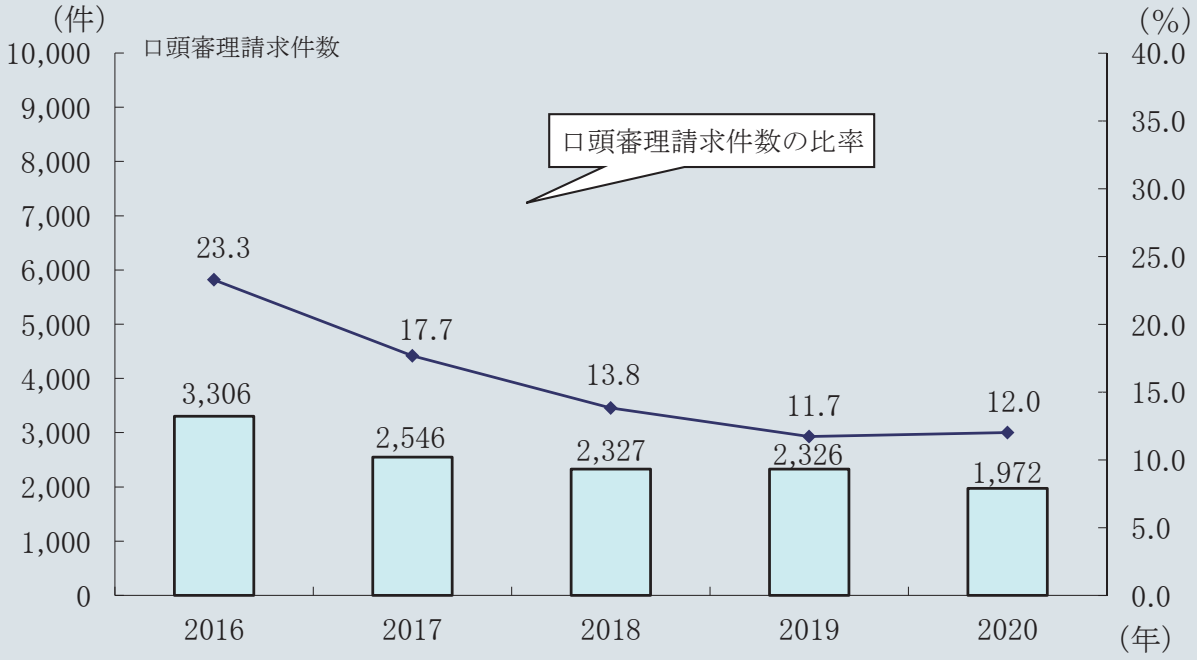

口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は，2020年は1,832件で，2019年と比べ424件（18.8％）減少している（**図表54**）。

（２）退去強制令書の発付

2020年における退去強制令書の発付件数は5,903件で，退去強制事由別に見ると，不法残留が4,604件で，全体に占める割合は78.0％，不法入国が132件で，全体に占める割合は2.2％となっている（**図表56**）。

図表56　退去強制事由別退去強制令書の発付状況

（件）

退去強制事由＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	7,241	8,130	8,865	9,218	5,903
不法残留	4,981	5,872	6,658	7,434	4,604
不法入国	495	503	365	256	132
不法上陸	233	140	93	127	41
資格外活動	497	644	480	254	96
刑罰法令違反	428	411	426	147	154
その他	607	560	843	1,000	876

また，国籍・地域別に見ると，ベトナムが2,494件で最も多く，全体の42.2％を占めており，次いで中国1,097件（18.6％），タイ405件（6.9％）の順となっている（**図表57**）。

図表57　主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況

（注）　2019 年版に掲載している本表「主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況」の 2016 年の「ベトナム」については，以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますのでご注意願います。
（正）　2016 年　ベトナム：1,476
（誤）　2016 年　ベトナム：1,176

（３）仮放免

2020年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は3,375件で，2019年と比べて2,323件（220.8％）増加し，退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は3,013件で，2019年と比べ2,288件（315.6％）増加した（**図表58**）。

図表58　仮放免許可件数の推移

（件）

令書の種類＼年	2016	2017	2018	2019	2020
収容令書によるもの	1,491	922	812	1,052	3,375
退去強制令書によるもの	1,160	822	523	725	3,013

（４）在留特別許可

2020年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は1,478件であり，2019年と比べ30件（2.1％）増加した。

なお，在留特別許可を受けた外国人の多くは，日本人と婚姻するなど，日本人等との密接な身分関係を有し，また，実態として，様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると，2020年は不法残留が1,142件（77.3％），不法入国・不法上陸が104件（7.0％）となっており，不法残留，不法入国・不法上陸で全体の84.3％を占めている（**図表59**）。

図表59　退去強制事由別在留特別許可件数の推移

（件）

退去強制事由＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	1,552	1,255	1,371	1,448	1,478
不法残留	1,106	868	970	1,051	1,142
不法入国・不法上陸	130	128	143	128	104
刑罰法令違反等	316	259	258	269	232

2020年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると，フィリピン391件（26.5％），ベトナム202件（13.7％），中国175件（11.8％），韓国・朝鮮83件（5.6％），タイ71件（4.8％）となっている（**図表60**）。

図表60　国籍・地域別在留特別許可件数の推移

（件）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	1,552	1,255	1,371	1,448	1,478
フィリピン	413	270	349	411	391
ベトナム	84	101	102	76	202
中国	284	210	248	242	175
韓国・朝鮮	166	125	115	108	83
タイ	79	72	63	62	71
その他	526	477	494	549	556

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

5　送還の概況

2020年中の被送還者数は5,450人であり，新型コロナウイルス感染症の影響等により2019年と比べ4,147人（43.2％）減少した。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが2,206人（40.5％）と最も多く，次いで，中国980人（18.0％），タイ382人（7.0％），フィリピン382人（7.0％），インドネシア295人（5.4％）の順となっている（**図表61**）。

図表61　国籍・地域別被送還者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	7,014	8,145	9,369	9,597	5,450
ベトナム	1,412	2,038	2,698	3,185	2,206
中国	2,058	1,954	2,152	1,998	980
タイ	914	1,224	1,167	1,003	382
フィリピン	618	705	893	737	382
インドネシア	561	549	532	639	295
ネパール	113	196	198	275	197
スリランカ	115	127	148	212	141
トルコ	62	70	116	195	111
韓国	288	248	209	162	106
ブラジル	74	94	124	133	72
その他	799	940	1,132	1,058	578

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

送還方法は，送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」，帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の３つに大別される。

送還風景

図表62　送還方法別被送還者数の推移

（人）

送還方法＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	7,014	8,145	9,369	9,597	5,450
自費出国	6,575	7,622	8,755	8,967	4,705
入管法第59条による送還	63	68	69	72	27
国費送還（個別送還）	308	385	470	516	665
国費送還（集団送還）	30	43	47	0	44
その他	0	0	0	1	1
国際受刑者移送条約	38	27	28	41	8

（注１）「国費送還（集団送還）」は，日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。
（注２）「その他」は，被送還者の本国政府等の費用負担により送還したものである。

（１）自費出国

被送還者のうち，自費出国した者は4,705人（86.3％）であり，2019年と比べ4,262人（47.5％）減少した（**図表62，63**）。

なお，出入国在留管理庁では，被送還者の旅券，航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第，速やかに送還しているところであるが，送還に必要な要件が整っていない者については，退去強制手続と並行して，当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るように指導し，帰国費用等の調達に努めさせたり，旅券を所持しない者については，出入国在留管理庁から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表63　国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	6,575	7,622	8,755	8,967	4,705
ベトナム	1,358	1,968	2,600	3,147	1,726
中国	2,015	1,912	2,093	1,925	931
タイ	909	1,185	1,156	996	380
フィリピン	578	653	801	648	369
インドネシア	552	530	511	629	281
ネパール	96	178	174	248	177
トルコ	37	59	101	154	103
韓国	267	229	192	146	100
スリランカ	77	98	121	181	95
ウズベキスタン	4	5	53	76	67
その他	682	805	953	817	476

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し，滞在の態様も多様化しているところ，被退去強制者の中には，様々な理由で送還を忌避する者，帰国費用を調達することができない者，疾患を有する者等がいるが，これらの者のうち，2020年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は709人（13.0％）であり，2019年と比べ193人（37.4％）増加した（**図表62**）。

（３）運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は，一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない(注)が，その数は，2020年中は27人（0.5％）であり，2019年と比べ45人（62.5％）減少した（**図表62**）。

6　出国命令事件

（１）違反調査

2020年中に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は6,874人で，入管法違反者全体の43.3％を占めている。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが2,739人（39.8％）と最も多く，次いで，中国1,625人（23.6％），タイ748人（10.9％），インドネシア712人（10.4％），フィリピン376人（5.5％）の順となっており，これら上位５か国で全体の90.2％を占めている（**図表64**）。

図表64　国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	4,094	4,410	6,245	8,713	6,874
ベトナム	629	867	1,677	3,249	2,739
中国	1,695	1,714	1,877	2,081	1,625
タイ	765	839	896	1,232	748
インドネシア	257	240	360	634	712
フィリピン	322	289	672	565	376
ネパール	23	49	215	352	252
トルコ	0	11	31	55	73
韓国	154	116	86	84	54
ウズベキスタン	9	8	89	73	45
スリランカ	15	17	31	79	37
その他	225	260	311	309	213

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（注）　運送業者は，船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり，入管法上，一定の責任と義務が課されているが，その一つとして，その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第 59 条）。
例えば，上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり，特例上陸許可を受けて上陸したものの，不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

（２）審査

ア　事件の受理・処理

2020年における出国命令事件の受理件数は6,874件であり，違反審査受理件数全体の41.9％に当たり，2019年と比べ1,839件（21.1％）減少している。

出国命令対象者については，自ら出国を希望して出頭しているものであることから，入国警備官からの引継ぎ後，特に速やかに処理している。

イ　出国命令書の交付

2020年に出国命令書を交付した件数は6,898件であった。

これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが2,761件で最も多く全体の40.0％を占めており，次いで中国1,634件（23.7％），タイ749件（10.9％），インドネシア710件（10.3％），フィリピン377件（5.5％）の順となっており，上位５か国で全体の90.3％を占めている（**図表65**）。

図表65　国籍・地域別出国命令書の交付状況

（件）

国籍・地域＼年	2016	2017	2018	2019	2020
総数	4,101	4,423	6,223	8,702	6,898
ベトナム	627	872	1,668	3,242	2,761
中国	1,701	1,721	1,872	2,079	1,634
タイ	766	841	894	1,233	749
インドネシア	256	236	356	633	710
フィリピン	326	288	671	562	377
ネパール	23	50	215	351	252
トルコ	0	11	31	56	68
韓国・朝鮮	154	117	86	84	54
ウズベキスタン	9	8	88	73	45
ミャンマー	7	50	39	32	36
スリランカ	15	18	31	79	36
その他	217	211	272	278	176

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（３）出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様，出国する空海港において出国の証印を受けるとともに，入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第６章　難民認定業務等の状況

我が国は，難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し，1981年に難民条約に，次いで1982年には難民議定書に順次加入するとともに，難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

その後も，より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な保護を図る観点から難民認定制度を見直し，仮滞在許可制度や難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が2005年５月16日から施行されている。

出入国在留管理庁は，難民認定制度を適正に運用するとともに，組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第１節　難民認定の申請及び処理

1　難民認定申請

2020年に我が国において難民認定申請を行った者は3,936人であり，2019年に比べ6,439人（62.1％）減少した（図表66）。

図表66　難民認定申請数の推移

（人）

年	2016	2017	2018	2019	2020
申請数	10,901	19,629	10,493	10,375	3,936

申請者の国籍・地域は67か国にわたり，主な国籍は，トルコ836人（21.2％），ミャンマー602人（15.3％），ネパール466人（11.8％），カンボジア414人（10.5％），スリランカ370人（9.4％），パキスタン326人（8.3％），バングラデシュ266人（6.8％），インド130人（3.3％），セネガル53人（1.3％），カメルーン48人（1.2％）となっている。

また，申請者の申請時における在留状況は，正規在留者が3,721人（94.5％），非正規在留者が215人（5.5％）となっている。

なお，申請者の10.5％に当たる415人が，過去に難民認定申請を行ったことがあり，このうち正規在留者は291人，非正規在留者は124人となっている。

2 難民認定申請の処理

2020年における難民認定申請の処理は5,439人であり，2019年に比べ1,692人（23.7％）減少している。その内訳は，難民と認定した者46人[注１]，難民と認定しなかった者3,477人，申請を取り下げた者等1,916人であった。

なお，難民と認定されなかった者についても，例えば本国の情勢等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある者等に対しては，諸般の事情を考慮した上で，出入国在留管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり，2020年は44人が在留を認められている（図表67）。

図表67　庇護数の推移

（人）

区分＼年		1978～2015	2016	2017	2018	2019	2020
難民	条約難民	660	28	20	42	44	47
	定住難民	11,424	18	29	22	20	0
その他の庇護		2,446	97	45	40	37	44
合計		14,530	143	94	104	101	91

（注１）「条約難民」とは，入管法の規定に基づき，難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された者の数を含む。）。
（注２）「定住難民」とは，インドシナ難民（昭和 53 年 4 月 28 日の閣議了解等に基づき，ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び 55 年 6 月 17 日の閣議了解の３の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成 20 年 12 月 16 日及び 26 年 1 月 24 日の閣議了解に基づき，タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり，1978 年から 2005 年まではインドシナ難民，2010 年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後，条約難民として認定された者もおり，合計欄では重複して計上されている。
（注３）「その他の庇護」とは，難民の認定をしない処分をされたものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者（入管法による在留特別許可又は在留資格変更許可を受けた者）の数である。

3 仮滞在許可制度の運用状況

2020年における仮滞在許可者は15人で，2019年に比べ10人（40.0％）減少している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は440人であるが，許可されなかった者に係る主な理由は，

① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては，その事実を知った日）から６か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…245人
② 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…193人
③ 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…94人

である[注２]。

（注１）　審査請求の結果認定された者の数については，後記第２節２参照。
（注２）　１人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は，その全てを計上している。

第２節　審査請求（不服申立て）

1　審査請求数

2020年に難民の認定をしない処分に対する審査請求(注)を行った者は2,573人であり，2019年と比べ2,557人（49.8％）減少している（**図表68**）。

図表68　難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移

（人）

区分＼年		2016	2017	2018	2019	2020
難民不認定		7,492	9,736	10,541	4,936	3,477
不服申立て		5,197	8,530	9,021	5,130	2,573
処理	理由あり	2	1	4	1	1
	理由なし	2,112	3,084	6,013	6,021	5,271
	取下げ等	822	1,306	2,154	2,269	1,203

2　処理の状況

2020年における不服申立ての処理は6,475人であり，2019年に比べ1,816人（21.9％）減少している。その内訳は，不服申立てに理由があるとされた者（難民と認定された者）１人（前年１人），理由がないとされた者5,271人（前年6,021人），不服申立てを取り下げた者等1,203人（前年2,269人）であった（**図表68**）。

（注）　難民の認定をしない処分等に対する不服申立ては，2016年４月１日に施行された改正入管法により，従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

第３節　一時庇護のための上陸の許可申請及び処理

2020年に我が国において一時庇護のための上陸の許可（以下「一時庇護上陸許可」という。）を申請した者は７人であり，2019年に比べ29人減少した。処理の内訳は，許可が１人，不許可が７人であった。

図表69　一時庇護上陸許可申請数の推移

（人）

年	2016	2017	2018	2019	2020
申請数	110	98	55	36	7
許可	1	2	2	1	1
不許可	104	94	49	31	7
取下げ等	4	3	4	2	0

（注）　申請に対する処理が年をまたぐことがあるため，各年の申請数と処理数（許可，不許可及び取下げ等の合計）は必ずしも一致しない。

図表70　一時庇護上陸許可申請の処理状況（2020年）

（人）

国籍	申請数計	処分内訳			
		許可	不許可	終止・取下げ	中止
イエメン	1	0	3	0	0
イラン	3	0	3	0	0
カメルーン	1	0	1	0	0
シリア	1	0	0	0	0
南スーダン	1	1	0	0	0
合計	7	1	7	0	0

（注）　申請に対する処理が年をまたぐことがあるため，申請数と処理数（許可，不許可及び取下げ等の合計）は必ずしも一致しない。

第７章　人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人ＤＶ被害者保護

第１節　人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

1　人身取引対策への取組

人身取引は，重大な人権侵害であり，人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が，その被害者，特に女性と児童に対して，深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし，その損害の回復が困難であることによる。

また，国境を越えて行われる犯罪であるため，国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は，2004年12月，関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を，2009年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し，これまで政府一体となった取組を推進してきたところ，より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため，2014年12月，同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして，2021年６月には，人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第７回会合（持ち回り開催）を開催するなど，現在，同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また，出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき，関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに，潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し，人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

2　人身取引被害者の保護

出入国在留管理庁では，人身取引被害者の立場に十分配慮し，被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており，また，被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど，被害者の法的地位の安定化を図っている。

出入国在留管理庁が2020年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手続を執った外国人は８人（前年12人）となっており，国籍・地域別の内訳は，いずれもフィリピン（前年フィリピン12人）であった。

なお，被害者８人のうち，在留資格を有していた者は１人（前年７人），不法残留等入管法違反となっていた者は７人（前年５人）であり，入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（**図表71**）。

被害者数は，出入国在留管理庁が統計を取り始めた2005年に115人であったが，その後大幅に減少し，ここ数年は多い年でも20人前後となっている。これは，人身取引対策行動計画の下，政府一体となって対策に取り組んでいることや，同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（**図表72**）。

図表71　人身取引被害者数（2020年）

（人）

内訳 国籍・地域	人身取引の被害者		合計
	在留資格を有していた者	入管法違反者 （うち在留特別許可）	
フィリピン	1	7(7)	8
総数	1	7(7)	8

（注１）　在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。
　　企業内転勤　　１人
（注２）　在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。
　　不法残留　　７人
（注３）　不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。
　　短期滞在　　７人

図表72　人身取引被害者数の推移

（人）

年 被害者数・内訳	2005	2016	2017	2018	2019	2020
人身取引被害者総数	115	21	20	9	12	8
在留資格を有していた者	68	11	10	4	7	1
入管法違反者 （うち在留特別許可）	47(47)	10(10)	10(10)	5(5)	5(5)	7(7)

3　人身取引加害者の退去強制（注）

2014年に，警察庁，法務省，最高検察庁，厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し，人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく，一層の情報共有及び連携を図っているところであるが，2020年に出入国在留管理庁が人身取引の加害者として退去強制した外国人は０人（前年０人）であった。

（注）　2005年の入管法改正により，「人身取引等を行い，唆し，又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第４号ハ）となった。

第２節　外国人ＤＶ被害者保護

1　概要

配偶者からの暴力（以下「ＤＶ」という。）は，犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり，人身取引事案と同様，人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

出入国在留管理庁では，ＤＶ被害者である外国人を認知した場合には，関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方，ＤＶにより別居を余儀なくされたり，提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や，ＤＶを要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については，その立場に十分配慮しながら，個々の事情を勘案の上，許可するなど人道上適切に対応している。さらに，ＤＶに起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても，十分な配慮の下，事案に応じ，在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また，2008年１月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され，これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注) を踏まえ，出入国在留管理庁では，同年７月に独自に措置要領を制定しており，ＤＶ被害者を認知した場合には，被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し，心身の状況等に応じて適切に対処するとともに，配偶者暴力相談支援センター，婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど，一層の被害者保護に努めている。

2　外国人ＤＶ被害者の認知件数

出入国在留管理庁では，被害者の保護を第一とし，関係機関との連携を図りつつ，在留審査又は退去強制手続等において，被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら，個々の事情を勘案し，人道上の観点から適切に対応しているところ，2020年中に，在留審査手続の過程等において把握した外国人ＤＶ被害者は110人であった（**図表73，74**）。

認知した被害者については，個々の事情を勘案し，そのほとんどについて在留期間更新許可等を行った。

（注）　2014年１月に更に同法律の一部改正法が施行され，法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け，同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表73　ＤＶ被害者把握状況（2020年）

（人）

国籍・地域＼認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	35	0	8	1	44
中国	7	0	5	1	13
ブラジル	6	0	2	0	8
ベトナム	5	0	1	1	7
ペルー	4	0	1	1	6
ネパール	1	0	1	2	4
インドネシア	2	0	0	0	2
韓国	2	0	0	0	2
スリランカ	1	0	1	0	2
パキスタン	1	0	1	0	2
米国	2	0	0	0	2
アゼルバイジャン	1	0	0	0	1
アフガニスタン	1	0	0	0	1
イラン	0	0	0	1	1
ウクライナ	0	0	1	0	1
オーストラリア	1	0	0	0	1
カンボジア	1	0	0	0	1
コンゴ民主共和国	1	0	0	0	1
シリア	1	0	0	0	1
タイ	1	0	0	0	1
台湾	0	0	0	1	1
ドイツ	1	0	0	0	1
ナイジェリア	0	0	1	0	1
ポーランド	1	0	0	0	1
ボリビア	0	0	1	0	1
マレーシア	0	0	1	0	1
ミャンマー	1	0	0	0	1
ルーマニア	1	0	0	0	1
ロシア	1	0	0	0	1
総数	78	0	24	8	110

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

図表74　地方出入国在留管理局別ＤＶ事案の認知被害者数の推移

（人）

年＼地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
2018	0	4	54	25	14	5	0	6	108
2019	0	4	33	22	13	1	3	6	82
2020	3	5	42	25	18	6	0	11	110

（注）　東京局，大阪局，福岡局はそれぞれ，横浜支局，神戸支局，那覇支局分を含む。